

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第 1 会議録署名の指名	4
第 2 一般質問	4
土 村 秀 俊 議員	4
1 水道事業について	
2 指定管理者制度の運用について	
木 村 範 雄 議員	20
1 町職員の定年年齢の引き上げについて	
2 生活支援策の拡大について	
伊 勢 英 昭 議員	34
1 本町における鳥獣被害について	
2 気候変動とカーボンニュートラル	
第 3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて	51
第 4 議案第65号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び利府町固定資産評価審査委員会 条例の一部を改正する条例	52
第 5 議案第66号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例	53
第 6 議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例	54
第 7 議案第68号 令和3年度利府町一般会計補正予算	55
第 8 議案第69号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	68
第 9 議案第70号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算	68
第10 議案第71号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算	69

令和3年12月定例会会議録（12月10日金曜日分）

第11	議案第72号	令和3年度利府町下水道事業会計補正予算	69
第12	議案第73号	工事請負契約の締結について	70
第13	議案第74号	財産の取得の変更について	70
第14	議案第75号	指定管理者の指定について	72
第15	議案第76号	指定管理者の指定について	73
第16	発委第3号	利府町議会基本条例	75
第17	委員会の閉会中の継続調査の件		76
追加第1	議案第77号	令和3年度利府町一般会計補正予算	77

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
総務部総務課長	嶋正美君
総務部危機対策課長	郷家洋悦君
選挙管理委員会事務局長	村田晃君
企画部長	鎌田功紀君
企画部秘書政策課長	千田耕也君
企画部財務課長	藤岡章夫君
町民生活部長	名取仁志君
町民生活部町民課長	鈴木真由美君
町民生活部税務課長	堀越伸二君
町民生活部生活環境課長	福島俊君

令和3年12月定例会会議録（12月10日金曜日分）

保健福祉部長	鈴木久仁子	君
保健福祉部地域福祉課長	佐々木辰己	君
保健福祉部子ども支援課長	谷津匡昭	君
保健福祉部健康推進課長	小畑香代	君
保健福祉部 新型コロナウイルス対策室長	川口優	君
経済産業部長	佐藤浩幸	君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	上野昭博	君
経済産業部商工観光課長	郷右近啓一	君
都市開発部長	近江信治	君
都市開発部施設管理課長	戸枝潤也	君
上下水道部長	菅野勇	君
上下水道部上下水道課長	鈴木義光	君
会計管理者	鈴木則昭	君
会計課長	折笠ゆき江	君
教育長	本明陽一	君
教育部長	菊池信行	君
教育部教育総務課長	大谷浩貴	君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	鎌田輝久	君
代表監査委員	宮城正義	君

事務局職員出席者

事務局長	庄司英夫	君
局長補佐兼議事係長	大枝大将	君
主任	青砥裕司	君

議事日程（第3日）

令和3年12月10日（金曜日） 午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- 第 3 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 4 議案第65号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び利府町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
 - 第 5 議案第66号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第68号 令和3年度利府町一般会計補正予算
 - 第 8 議案第69号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
 - 第 9 議案第70号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算
 - 第10 議案第71号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算
 - 第11 議案第72号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算
 - 第12 議案第73号 工事請負契約の締結について
 - 第13 議案第74号 財産の取得の変更について
 - 第14 議案第75号 指定管理者の指定について
 - 第15 議案第76号 指定管理者の指定について
 - 第16 発委第 3号 利府町議会基本条例
 - 第17 委員会の閉会中の継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

追加日程第1 議案第77号 令和3年度利府町一般会計補正予算

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番 渡邊博恵君、3番 鈴木晴子君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

11番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔11番 土村秀俊君 登壇〕

○11番（土村秀俊君） それでは改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

11番、日本共産党の土村秀俊でございます。今回の質問事項は2点、水道事業と指定管理者についてであります。それでは、読み上げます。

まず、1番、水道事業についてです。

（1）番、令和3年3月議会で水道料金改定について質問していますが、町の答弁は、県の受水料金の引下げに対する近隣自治体の料金改定の動向を見極めて検討するという答弁でありました。令和2年度、それから令和3年度の町の水道事業会計の経営状況において、県の受水費の引下げですね、減少などもあり、損益状況や手元現金の保有状況など、水道事業会計の資産状況も良好に経営されていると思います。

これらを踏まえて、町の水道料金の改定についての検討が必要だと思いますけれども、町の考え方を伺います。

（2）令和元年3月議会、そして令和3年の3月議会で、水道事業広域化について町の考え

を聞きました。私たち利府町議員団として質問したわけですが、その後、国や県を交えた広域連携についての勉強会、これが数回開催されております。その会議の中で、塩竈地区を県内の広域化モデルケースの先進事例として検討する案が県から提示されております。

提案された塩竈地区広域化案についての現時点での町としての考え方、そして今後、国、県から示されてくる水道広域化プランに対してどのような対応をしていく考えなのか伺います。

質問事項の2、指定管理者制度の運用についてであります。

(1) 町の公共施設において、指定管理者制度を導入する施設が増えてきています。今年度は図書館、文化センターですけれども、来年度からはプールや野球場にも指定管理者制度を導入します。

町として、公共施設の管理運営について、直営、委託、指定管理者の選択をする場合の判断基準についての考え方を伺います。

(2) 指定管理者制度を採用する場合のメリットとデメリットについて、町はどう捉えているのか。特にデメリットについて、町としてどのような改善策を考えているのか伺います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、水道事業について、2、指定管理者制度の運用について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の水道事業についてお答え申し上げます。

まず、(1)の水道料金の改定についてでございますが、本町の水道料金につきましては、平成27年の4月に仙南・仙塩広域水道受水費の引下げを受けて、受領料金を平均4.2%引き下げる改定を行っており、それ以降は改定を行わずに料金を据え置いているところでございます。

現在、宮城県では、みやぎ型管理運営方式の来年4月の開始に向けて準備を進めているところですが、まだその効果は受水費の算定に含まれておりません。

なお、今後の受水費の検討においては、仙南・仙塩広域水道としての水需要の減少や施設の長寿命化などについても含めて検討されることが想定されますので、今後、受水費がどのように推移するのか、現時点では見通せない状況であります。

また、本町の水道事業といたしましては、給水人口や配水量がほぼ横ばいで推移していることで、現在は経営的に安定した状況になっております。しかし、施設の老朽化は確実に進行しており、対策が急務となっていることから、施設の更新や耐震化については、利府町水道事業

アセットマネジメントに基づいた事業を確実に実施し、そのために必要な補填財源は確保しておかなければなりません。

このようなことから、現段階では料金改定の判断はできませんが、今後における広域水道受水料金の動向も含めて、様々な状況を想定しながら検討し、現在の料金体系を継続できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（２）の水道事業広域化についてでございますが、議員御承知のとおり、平成30年の水道法改正によりまして、国、都道府県、市町村は水道事業広域連携の推進に努めることとされております。

それを受けて、宮城県では平成31年に県内の水道事業者で構成する宮城県水道事業広域連携検討会を設置し、何度か会議を開催するとともに、広域化に係る調査、検討業務を行っております。

この調査、検討業務の中で、モデルエリアとして仙塩地区の２市３町が選定され、これまでハード面とソフト面の両方の視点から勉強会を開催しているところであります。

ハード面の検討につきましては、浄水場などの施設の統合に関する提案も示されておりますが、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時における自己水源は確保しておきたいとの考えがあることから、町としてのメリット、デメリットを考慮しながら、今後も時間をかけた検討が必要だと考えております。

ソフト面の検討につきましては、業務の中で広域的に連携することで、経営の効率化につながるものがあれば、できる業務から具体的な検討を進めていきたいと考えております。

広域連携を行うには、関係する水道事業者が共通の認識を持って、同じ方向を向いて進むことが最も大切なことだと考えておりますので、今後も継続した検討を行い、経営基盤の強化と安全な水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、第２点目の指定管理者制度の運用についてお答え申し上げます。

まず、（１）の公の施設の管理運営方法の判断基準についてでございますが、指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を目的として、平成15年９月に地方自治法が改正され、全国においても指定管理者制度の導入が加速しているところであります。

本町においても、平成18年３月に策定した第３次行政改革大綱の改定版に指定管理者制度の推進を掲げるとともに、同年３月に指定管理者制度推進ガイドラインを制定し、積極的な導入

を図っているところであります。

導入の判断基準につきましては、民間事業者のノウハウを最大限活用し、サービスの向上及び利用者のライフスタイルに合わせた多様な事業の提供が期待でき、サービスの低下を招くことなく管理運営の経費節減が実現できる施設という観点から判断しているものであります。

次に、（２）のメリットとデメリットについてでございますが、メリットにつきましては、（１）において申し上げたところであります。デメリットにつきましては、指定管理者の財務状況の悪化による債務不履行が最大のリスクであると認識しておりますが、選定の際に諮問している選定委員会におきまして、適正な審査の上、答申していただいているものと考えており、町といたしましても答申を尊重し、選定しているものであります。

さらに、指定管理の期間中においては、毎年提出される管理業務の実施状況や管理経費の収支状況等が記載された事業報告書を確認するほか、必要に応じ、業務、経理状況のモニタリング調査を行い、また町と指定管理者において意見交換を行うなど、適正な管理運営となるよう努めているところであります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） それでは、通告順に行きます。

水道料金改定の検討の質問でありますけれども、提出した質問通告書の段階では、水道料金を引き下げる検討をすべきということまでは踏み込んで書いてはいませんでした。今日ここで、当局と少し議論のやり取りをした上で、今後の利府町の水道料金の改定についての方向性といえますか、上げるのか、上げるということはないと思うけれども、下げるか、さっき町長が言いましたけれども、現状維持を続けていくのか。その点について方向性を示していきたいなと思います。

それを踏まえて、町の水道事業の経営状況についてですけれども、水道事業を企業体というふうに考えていいと思うんですが、企業とすれば、町が経営責任者、つまり社長と言えらるうわけですけれども、そういう企業経営者の観点から見て、客観的に水道事業会計については分析をしていると思いますけれども、先ほど町長の答弁でも、経営は安定しているというふうな答弁もありましたけれども、利府町の水道事業の経営状態の現状については、町としてどのように把握しているのか、まず伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） 議員の質問にお答えします。

まず、水道事業につきましては、答弁にもありましたように、安全で安心な水の提供、そして、できるだけ低料金というふうな考え方と、やはり企業経営でございますので、収入でほとんど賄っていくということもあります。ただし、今度その収入を得るためには、長期的視点から安定したことを考えなければならないと思っております。

それで、御質問のように、おかげさまで今のところ計画どおりというか順調に、マイナスになっておりませんので、安定した経営で進められていると考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） そうなんですね。非常に安定している経営だなと思うんですね。ですから、水道料金の改定を検討すべきではないかという私の根拠としては、そこを重視していると感じていただければいいと思います。

通告書にもありましたけれども、町の水道事業の決算の状況、この間、9月に決算議会がありましたけれども、その決算書をちょっと見ると、町の1年間の水道収入というものは8億8,000万円なんですね。受水費、つまり年々引き下がってきている、県からの買っている水道料、水道代ですけれども、これが一番大きな経費なんだけれども、これが3億3,000万円、それからあと当期純利益ということで1年間のもうけ、水道事業会計の純利益が1億2,000万円あるんですね。

それから、今までの利益の積立金、毎年、一定度の利益が出ているわけで、その利益の積立金が決算書を見ると11億円あるんですね。そして、さらに手元にある現金というものが水道事業会計の場合はあるわけですが、その手元の現金が13億円もあるという状況なんですね。これが令和2年度の、この間の9月議会で審議した利府町の水道事業会計の決算状況なわけですが、その決算書に載せられていたことは、今、現年度ですけれども、令和3年度の予定の損益状況も決算書の中に書かれていたわけですが、その予定の決算の状況でも、収入も増えているし、それから当期純利益は同じく1億2,000万円あると。それからあと利益剰余金や手元現金も同じように、かなり大きな金額が残るという形になっているわけですね。

そういう中で、利益や積立金とか、あるいは手元現金も含めて利益も、利益積立金も手元現金も、もともとは町民から預かった水道料金が積み重なっているというふうに考えていいわけですから、そういう状況を踏まえて、町の水道事業の経営状況、非常に良好だというふうに思うわけですが、その辺について、もう一度確認したいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

確かに、今、土村議員がおっしゃったとおり、現金としても13億円というふうな形の現金はございます。ただし、御承知のとおり、これまで水道事業を行うために約17億円の起債とか、企業債の残高がございます。そういうことも長期的に考えまして、では現金14億円とかがあるから大丈夫じゃないかと、ただ、あと単年度の、確かに1億円の利益を上げておりますが、やはりその中でも、今後使う分として、今年でいくと9,700万円を建設改良費のほうに積立てをしているから、実質的にはさほどの利益というふうな形ではなくて、最終的に、2年度末でございますが、利益剰余金の累計とすると2億6,400万円ぐらいの金額であるということ。

ただ、一番ちょっと危惧しなければならないことは、御承知のとおり今後の水道事業につきましては、アセットマネジメントで年間3億円の老朽化対策、耐震補強工事を実施するというところで、これが40年間、今後やっていくということで、最終的に120億円のお金をいずれやっていくと。そうしていきますと、シミュレーションの中にもあるんですが、今は確かに現金がございます。ただし、それが、そういう事業を今後展開していったら、あくまでも今の収入を維持できれば、そういうふうなことは可能だというシミュレーション結果になっておりますので、今の、現段階の現金とか、その辺だけではちょっと判断が難しいかなと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 非常に難しい話なんですよ。経営は今は安定していると。手元現金もあると。利益も、純利益がかなりあるように、ちょっと決算書上は見えるんですけども、ただ、それは今の段階ではそうだけれども、将来、10年、20年先に、いろいろ設備の老朽化とか、あるいは、今いろいろ部長が説明されたように、非常に巨額のいろんな出費があるので、今もうかっているから、あるいは今現金があるから、それを使うわけにはいかないんだというようなお話だったんだけど、ただ、将来に備えてという点で言えば、老朽化するものは水道事業施設、水道の設備だけではなくて、町で言えば道路とか、あるいは建物とか学校とか、図書館も20年、30年すれば老朽化していくわけですけども、そういう形で全てが老朽化する可能性というものは抱えているわけです。

そのときに、いろいろ対策を打つわけですけども、起債を起こしたり、いろいろ借金をしたり、あと剰余金を使って道路を直したりするわけだけれども、水道事業の場合は、一般会計とは違って、いろいろ積立金を蓄積しているわけなんですよ。利益剰余金というものもあるし、あといろんな名目の積立金というものがあるんですけども、それらを合わせると、大体20億

円ぐらいあるのではないのかなと、決算書上はですよ、今現在あると思うんですけども、そういう積立金を使えば、様々な、これから必要とする老朽化対策を含めた出費には対応できると私は思うんですけども。

だから、そこをあまり心配しないで、部長おっしゃいましたように、やっぱり格安の水道料金を提供していくと、利益をためるのではなくて、格安の水道料金を町民に提供していくということが一番大事というか、大事な中の項目に入ると思うんですね。

だから、その辺について、今の水道事業の積立金の状況などを踏まえれば、料金改定についての検討もしてもいいのではないかなと思いますし、それからあと答弁書の中では、料金改定の判断は今はできないけれどもということで、次の行に行くと、様々な状況を想定しながら検討していくと。この検討には、その引下げの問題も含まれるのかどうかも含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

なかなか厳しい御質問でございまして、現段階ではなかなか判断ができないという、先ほど町長の答弁もありましたが、やはり一番ちょっと、私の個人的な見解でございまして、やっぱり広域水道の受水費が今後どうなるかということで、多分、広域水道は御承知のとおり、人口減少すれば広域水道の単価は上がってくる可能性は十分考えられると思います。併せて、施設の老朽管とか対策などすれば、これまで、例えば100万人で100円でできたものが、例えば90万人になった場合、90円でできるわけは逆になくて、110円というふうな形もちょっと考えられますので。広域水道の、ちょっとその辺の動向が、やはり4月から導入するみやぎ型によって経費を抑制されて、その一方、上がる分がどれだけ抑えられるかをやっぱり見極めないと、なかなか御要望の料金値下げにはちょっと難しいかなと。

ただ、あとと言われました積立てとかその辺、あるということで、既にその積立ては、今後のものについての充当というふうな形で今蓄えているものでございまして、はっきり言いますと、それはちょっと今の段階で手はつけられないというお金でございまして。

それと併せまして、利府町は総合計画で、今後やはり都市化なり人口増ということは、必然的に新たな設備投資、インフラ整備に係る設備投資と老朽化対策という形で、今出ているシミュレーションではなく、さらにまた経費を必要とすることとなると思っておりますので、やはりその辺を総合的に考えますと、下げる方向では検討したいんですが、その状況に応じてはい

ろいろで、難しいときは、できるだけ答弁にあったように、維持する方向でも併せて検討したいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） なかなか難しい問題だなと思います。

今、部長がおっしゃった、県の広域水道、県から買っている水道料金の動向がどうなるかということが非常に懸念されるということで、県の人口もだんだん減っていくという中で、コストは同じようにかかるわけですから、要するに1立米当たりの単価は上がっていく可能性があるということは私も理解できます。

ですが、それに備えてなのかどうか分からないけれども、コスト削減をするために、来年度からかな、みやぎ民営化方式というんですか、県の水道が経営権を民営化したということ、これはやっぱりコスト削減で、自治体に売る水道料金を上げないようにする、できれば下げたほしいんだけど、上げないようにするために、負担を軽減するために民営化するということが大きなお題目になっていると思うんですね。

だから、そういう点であり、県の広域水道が今後値上がりする可能性があるのではないのかなという点について、どうなんですかね、町がそれほど心配する必要はないと思うんですけども、県の広域水道の推移については将来上がると、県は上げてくるというふうに町としては捉えているんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

この件については、県でもまだ公に、正式にはちょっと表明しておりませんが、ちょっと、みやぎ型の管理運営方式の導入の要因としては、例えばこれまでどおり直営でやっていった場合、今後の、何年後のコストを計算しました。そうしてくると、必然的に受水量が下がった場合は上がりますということで、それで、じゃあどういう手法があるかという、そのコスト削減をするための、経費を削減するため、民間に運営権をするというふうな形になれば、直営よりは安くできるという判断で来ていると。

直営ですれば、県のほうでは、安くなるとは一言も言っていないわけなんです。やはりその辺をできる限り圧迫しないというふうな形で、県は民営化したから、管理運営権を民間にしたから今後は下げますというふうな多分回答はしていないのではないかと。

そういう点で見ると、やはり値下げではなく緩やかな上昇というか、値上げになってしまう

のではないかとということで判断しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 県の受水費については、県議会の中でもその議論がこれからされていくと思います。

ただ、今この現在の瞬間で言えば、県の受水費というものは、令和2年度、去年の、割と大幅に値下げがされました。町長の答弁にもありましたけれども、平成27年にも利府町の水道料金は4.2%ですか、引き下げたわけですけれども、このときの大きな要因としては、このときも県の受水費が下がったんですね。だから、県の受水費を引き下げたことに伴って、町の水道料も数%引き下げたということですし、今回も、令和2年度に県の受水費がまた下がったんですけれども、じゃあ、それを受けて、県内の自治体が水道料金を引き下げたのかということについて、昨日、おととい、ちょっと部長に情報を伺ったんですけれども、県内で、県の受水費が引き下がったことを受けて水道料金を引き下げたところは多賀城市と角田市だけだということだったわけですけれども、だから、隣の多賀城が引き下げたから利府も下げるべきではないかというふうに、私は単純には言いませんけれども、つまり値下げしている団体は2つけれども、それ以外の自治体はほとんど、受水費が下がったからといって水道料金を引き下げていないというものが現実なわけです。

そして、もともとの多賀城と角田市というところは水道料金がたしか高いではなかったかなと、県内で言えばね。たしか角田市が一番高かったのではないかなというふうに、ちょっと正確ではないんですけれども、前にそう伺った記憶があります。そういうことで引き下げたのかなというふうに思います。

ただ、町が県から買っている受水費、これが決算書を見ると、かなり原価というのか、さっき言いましたけれども、受水費が下がっているわけなんですね。ですから、年間にすれば、引き下がった前と比べれば、四、五千万円の費用としての受水費が下がっているということになっているわけですから。

つまりこれが、令和2年度あるいは令和3年度、受水費の改定というものは5年ごとですから、つまり2年度に改定したわけだから、その下がった受水費が令和6年度まで5年間続くということになるわけで、毎年四、五千万円の経費が節約に自動的になっていくと。それが黒字になって、利府町の水道事業会計に蓄積されていくという可能性もあるわけですけれども、その点についてはどう考えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

確かに議員のおっしゃるとおり、受水費が下がっておりますから、支出の面では、その分は確かに下がっておりますが、先ほども申し上げておりますように、老朽化関係の工事費がぐんと上がっております。そういうことを考えまして、やはり受水費は確かに下がりましたが、今後やっていく事業のほうにそれを充てていくという形でありますから、これだけ捉えてはなかなか難しいかなというふうな形で、全体的な経営上のこと、今後のことと踏まえた形で、ただ今回のやつではちょっと行えないという判断で今進んでおります。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） ちょっと水かけ論になりつつあるので、分かりました。では、そこは一旦止めておきます。

それからあと、先ほどいろいろ、手元現金の問題、あるいは利益の積立金の問題とかありましたけれども、特に手元にある現金ですね、水道事業で、キャッシュですよ、ほとんどキャッシュというか、キャッシュで積んでいるわけではないけれども、キャッシュを農協かどこか、銀行に積んでいるわけですけども、いつでも使えるものがあるわけなんですね。それが、先ほど言ったように、令和2年度の決算で13億円で、予定では来年、ただ、今現在少なくなっているという話だけれども、これから12月から3月まで4か月あるので、その間にまたたまっていく可能性もあるんだけど、一応町が公表している予定の資産、貸借対照表では13億円のキャッシュが来年の3月31日にはあるだろうという見込みを立てているわけですね。

そういう点で言うと、年間売上げが、売上げと言うと変だけれども、年間の水道料の収入、町民から集める水道料が8億円から9億円であるのに、その約1.5倍の現金を持っている必要があるのかどうかと、何に使うのかということで、いろいろ使い道はあるんだという部長の答弁だったんだけど、この問題についても、かなり前なんだけれども、私も一般質問で質疑したことが、ここであるんですけども、そのときもやっぱり、水道収入は8億円なのに、十二、三億円あったような気がするんだけど、かなり、要するに収入の1.5倍以上の現金を水道会計で持っていたんだけど、それが近隣の自治体と比べたんですね、ちょっと決算書を比較して。そうすると、利府町ほど持っている自治体はあまりないですよ、多賀城にしろ塩竈にしろ。

そういう点で、適正な水道事業会計の現金の保有というものは、まあ、あればあるほどいい

のかもしれないけれども、やっぱりこれは町民から集めた金が余っているというようにちょっと見えるわけで。それほど過剰な現金を、預かった水道料金を持っている必要はないと思うので、どのくらいの金額があれば適正なのかということを質疑した記憶があります。

そのときに、ちょっと議事録を見つけられなかったんだけど、たしか私の記憶では、収入の6割ぐらい確保しておれば資金繰りに困ることはないというような答弁があったと思うんですけども、つまり6割ということは5億円前後、手元に現金を持っていれば問題はないと、妥当だというふうに当局が答弁したような記憶があるんですけども、現金保有の妥当性についてはどういうふうに今考えておられますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

帳簿上の現金、確かに13億円というお金はございますが、先ほども申したように、起債の、借金というか、その辺がまず17億円ということで、あと実際この13億円のうち7億円は今後の建設改良費というか、修繕とかに充てる資金ですよということですから、丸々その13億円がふだふだに残っているというお金ではないということをもっと御理解いただけたと思います。

それで、確かに、お金何ぼ持っていればという一応の目安で、議員がおっしゃったように、年間収入の6割程度は蓄えておきなさいということであるんですが、やはり一番なのは、今後何もなければ、その程度で推移できますが、御承知のとおり、利府町は40年間もずっとやっていくとなれば、ちょっとこれでは足りないという認識でありますので、やはり一概にこの帳簿上の現金だけではなく、今後の事業計画なり、その辺を含めた形で判断が必要だと思います。

ただ、あと私の記憶がちょっと定かではないんですが、しかし塩竈市はもうちょっとあったような気はするんですがね。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） では、塩竈の水道事業所の持ち金については後でちょっと調べますので。少ないというふうに私が先ほど言ったことについては、ちょっとあと訂正というか、後でもう一度調べていきたいなと思います。塩竈の皆さん、すみません。

それからあと、水道料金の負担軽減として、水道料金の引下げの問題、今ずっと議論してきたわけですけども、例えば水道料金の負担を引き下げろということで、平成27年、五、六年前には4%引き下げたということなだけで、今町内では1万2,000世帯ですから、そこに、

例えばこの財源を何にするかは別として、負担軽減、水道料金の引下げということで1億2,000万円使ったとしても、各世帯にすれば1万円ですね、そうすると月にすれば800円前後ということになりますから、それが大きいかどうか、どういう評価をするかはいろいろありますけれども、そういう水道料金の各家庭の負担軽減と併せて、いろいろこれから検討していくという見解だったわけですが、その検討の中に、提言という形になるわけなんですけれども、個別の各世帯への水道料金の引下げと併せてというかな、そのほかに様々な水道料金の、好調な水道会計の町民への還元という形を考える上で、各家庭への減免のほかに、こういう形での還元というものもあるのかなと私はちょっと思っているんですけれども、例えば利府町の水道の加入金というものは、家を建てたときに最初に払うわけですが、そういう加入金の料金について、これも正確ではないけれども、若干高い部分も利府町はある、そのミリ数によって違うんですけれども、高い部分もあるのかなと思うわけですが、そういう水道加入金の料金の負担軽減をすると、料金を引き下げるといふ検討とかをするということも必要なのではないかなと思います。

というのは、つまり利府町に新しく家を建てる人、あるいはアパートを建てる家主の人たちとか、あるいは利府町にこれから店舗や事業所を構えて事業を行う人への経済的支援というか、還元というか、そういうことも、水道事業のこの良好な会計を町内に還元していくという点では必要なかなと思います。

こういう加入金の引下げ改定をすることによって、新しく家を建てる人とか、アパートを建てる人、商売をして事務所や会社を建設する人にとっては大きな支援になるわけで、ひいてはそのことが利府町の人口の増加、あるいは地域経済の活性化につながっていくという点で、こういう形の負担軽減、収益というか、利益の還元ということも必要なのではないかなと思いますけれども、そういった検討もされる考えはありませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

やはり水道料金の基本的な考えというものは、基本料金と従量料金ということで、使った分のお金ということもあるんですが、そのほかに、先ほど議員の言われた加入金というものを何で取っているのかといいますと、やはり水道を設備するためにはかなりのお金がかかります。それをある程度料金とかで回収というところとちょっとあれですが、それで収入を補って運営していくというほかに、加入金というものは、その中の設備費の一部を御負担いただくという

制度でございまして、一番なのが、利府町は昭和54年6月で条例を制定しております。それ以来、その加入金については改定を行っていないということで、なぜかといいますと、例えば先に使った人は10万円、後から来た人が8万円では負担の公平化が欠くということで、利府町はこれまで加入金については一度もちょっと、そういうふうな公平性という観点から、加入金については検討はしておりません。

そして、これをする事によると、収入のバランスでというお話なんです、やはり後から来た人が得するとか、先にやった人が損するというふうな考えではなく、やはりこれまでのものを皆さんで平等に、一部ですから、一部を御負担いただくというものが加入金の制度でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） では、いろいろ検討していただきたいなと思います。

それで、水道料金の部分の最後ですけれども、水道料金を引き下げる、あるいは引き上げる、そういう判断をするというときの考え方について、ちょっと確認しておきたいなと思います。

今までもちょっとやり取りがありましたけれども、5年前の平成27年に水道料金を引き下げたときですが、そのときの大きな理由というものは、受水費の引下げということもありましたけれども、そのほかにも利府町の水道料金が高めだったということ、あるいは議会からも引下げの声、私を中心というか、共産党議員団が大きく声を上げていたわけですが、町民からも引下げの声があると。それからあと、水道事業所としても、そういう引下げをしても可能な範囲をいろいろ検討して、これならということで4%下げたということなんですけれども、そういう判断の基準が、判断の経過があって引下げを決めたということなんですけれども。

今後どうするかという話で今やり取りをした中で、ただ老朽化、あるいは施設、設備の設置とか改修とか、いろいろ費用がかかるんだということで、なかなか難しいというお話、今ずっとやり取りをやったわけですが、5年前の平成27年に水道料金を引き下げたときも、もう既に老朽化の対策を考えなければいけないということは、その当時の決算書というか、それ以前から、もう最初から書いているんだけど、最初からというかな、もう10年以上前から水道施設の老朽化対策の必要性については相当深刻だということが決算書とか、あと監査報告書の中でも書かれているわけですが、そういう中でも、平成27年には水道料金を引き下げたということで、その大きな理由が受水費だということだったんですけれども。

そういう点で、今後の見通しについて、水道料金を引き下げるかどうかと、あるいは、場合

によっては、先ほど部長が言ったけれども、これから人口が減ってきて、コストが上がって、いろいろな設備投資とか改修とか工事費がかかるようになれば収入で賄えない場合も出てくるので、そのときは水道料金を上げるという可能性もあると。それはそのとおりだと私も思いますけれども。

そういうことを踏まえて、水道料金を値上げするか、あるいは値下げするか、料金をそのままにするかということの決断をするという大きな根拠となるものは、受水費のほかに、私はやっぱり水道事業会計がいろいろ費用がかかれば赤字になるわけだし、そうでなければ受水費が下がることで黒字になるわけですけれども、そういう損益状況が赤字になるのか、黒字が続くのかということが最大の水道料金の改定の根拠になると思うんですけれども、その辺についてはどう考えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

やはり議員おっしゃるとおり、会計が順調に黒字となっていれば、そういうふうな形である程度対応を、値下げということも考えられると思います。

ただ、余談でございますが、確かに今まで順調に推移してきました、例えば2年度の決算でも申し上げたとおり、コロナ対策ということで、緊急に1か月分、独自で水道の会計から基本料金の減免とか、そういうことをタイムリーにやるためにも、お金というものはある程度持っていなければならないという形で、いろんなケース・バイ・ケース、東日本大震災もいろいろあるんですけれども、やはりそういうことも踏まえた形で長期的に見るということで、やはり一番ちょっと、その辺の判断基準となるものは、できれば利府町の総合計画が順調にぐっといって、受水量がぐっと伸びて収入が増えれば、間違いなく値下げの方向に検討できるかなと。そして、なおかつ広域水道も上がらなければ、間違いなく値下げの方向に検討できるかなというところで、もう少し、ちょっと時間をいただきたいと考えています。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今、部長が述べたような状況に経過が進んでいくということを期待したいなと思います。

では、広域化問題に移りますけれども、これも結構大事な問題で、2市3町の議会でも議論が進んでいるわけですけれども、来年ですが、令和4年度に向けて、この問題について県は、何としても県内の自治体の水道事業の広域化を実現しようということ今必死になっていると

思います。これは総務省から詰められているということもあるんですけども。

県の考えとしては、県内で一番共同化しやすいところは黒川郡の自治体と、そしてこの塩竈地区の2市3町の共同化が実現可能性として非常に強いというふうに県は判断しているわけです。

県は、その塩竈地区の広域化を先進事例にしたいということで、いろいろシミュレーションを、計算をして、その結果についてまとめた文書があるわけですけども、それを基に勉強会をされていると思うんですが、これによると、2市3町で共同化することによって管理を一体化すれば19億円、それから施設を一体化することで92億円、それから経営統合をすることで135億円、その2市3町の水道事業が一体化することで、合計で246億円の経費の削減になるんだということが、そのガイドラインで示されているわけです。

これを踏まえて、2市3町の共同勉強会も四、五回やっているかと思いますが、そういう勉強会の中で、町として、そういう県からいろいろシミュレーションの結果を提案されて、それを踏まえて、どういう形で、自治体によって違うんだと思いますが、利府町としてはどういうスタンスで、この間、勉強会、研究会に臨んできたのか。その辺について、まず伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

確かに議員から言われるように、広域化ということで、これについては水道法の改正から始まっているわけございまして、やはり国とか県が示すように、例えば広域化することによってコストの削減というものは十分考えられます。

それで、県から出されたもので、例えば、先ほど町長の答弁にあったんですが、今、利府町に浄水場がございます。それも年間数億円という維持費がかかります。例えば、共同浄水場にすれば、その維持費はかかりません。ただし、今度はどこにその浄水場があるかによっては、水道管の本管を引っ張ってくる経費とか新たにまたかかると。ちょっとそういうふうにはシミュレーションには載っていませんが、ただ担当の部長としての見解なんですが、やはり利府町はある程度、自己水源を持っていなければいけないと。全ての水源を全部依存するという形になった場合、特に東日本大震災のようなことがあった場合、水がもうもらえないというふうな形で、やはり利府町はこれだけ発展しておりまして、水を必要とする、例えば病院とか、そちらに迅速に供給するためにも、ある程度の自己水源の確保ということと、併せて浄水場を直し

たばかりなんです。それをすぐに共同化しろと言われてもということで、先ほど町長が答弁したように、ハード面についてはなかなか現段階では難しいかなということで、あとソフト面、事務的なものとかシステムとかについて、今後はできるものから取り組んで、できるだけ経費の節減につながるようなものについては参画していきたいという考えで、やはりハード面の施設については今判断はできないという状況でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今、部長が言ったとおりなんです。いろいろと一体化することによって、特に一番問題なのは施設の一体化ということで、今説明あったように、県が提案している案では、森郷の浄水場を廃止するというものが最大の経費節減の大きな部分なんです。そういう案については、やはり利府町としてはしっかりと吟味して、やはり早急に対応するのではなくて、さらに2市3町とも時間を取って十分協議を進めていく必要があると思います。

今の利府町の水道事業は、私は単独で実施していくことに、利益も出しているわけですから、何ら問題はないと思っていますけれども、ただここに、答弁にあるように、一定度の業務の協力もしていくことも可能性としてはあると。これ自体は私は否定するわけではないんですが、この問題についてはどういう考えを持っていらっしゃるわけですか。その業務の協力、それによって幾ら節約になるのかなということについても、できればお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（菅野 勇君） お答えします。

業務の連携ということで、例えば指定店の登録とか、その辺を2市3町で統一できるとか、そういう形と、あとシステム化、料金のシステム化、ちょっとおのおのでもう既にやっていますから、なかなか難しいんですが、更新のときに合わせて同じようなものを使うとか、その辺についても、やはり効率的なもの、経費の費用対効果とか踏まえた形で、できるものから進めていきたいとは考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、11番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は11時0分とします。

午前10時52分 休 憩

午前11時01分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔10番 木村範雄君 登壇〕

○10番（木村範雄君） 10番、日本共産党の木村範雄です。

一昨日の12月8日は、太平洋戦争の開始、真珠湾攻撃から80年が経過しました。私たちは、悲劇を繰り返さない、平和は自分たちでつくる、要求解決のためには武力ではなく対話で解決することを全ての人に求めていきたいと思えます。

現在に戻り、利府町でもコロナ禍が2年も長期化する中で、生活困窮者にとっては大変な状態になっています。町でも対応してきましたが、さらなる対応を求めていくことが求められています。

利府町に住み続けるために必要なものを速やかに対応していくことが行政当局には求められていますので、誠実な対応を求めます。

それでは、一般質問通告書に基づき一般質問を行います。

一般質問通告書では、町職員の定年年齢の引上げについて、2、生活支援策の拡大についての2点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思えます。

1点目は、町職員の定年年齢の引上げについてであります。

公務員の定年年齢の引上げが進められています。これは、年金支給年齢が段階的に65歳まで引き上げられることから、65歳までの継続雇用等が事業主に義務づけられたものであります。ただし、国家公務員では、定年延長後の給与は当分の間、60歳前の7割、さらに60歳以前の給与水準を引き下げ、3割減とした後の65歳をピークにすることを検討事項としました。これは、5年間の給与分を事前に引き下げる戦略とも言えるものであります。

利府町でも、再任用により年金支給年齢までの雇用を行っています。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、労働の対価として給与を適正に支払う義務があります。定年延長後の給与をどう考えているのでしょうか。

2、定年延長後の職員の給与引上げと扶養者に応じた手当の増額を行う考えはあるのでしょうか。

2点目は、生活支援策の拡大についてであります。

今年はコロナ禍の長期化に加え、原油価格高騰の影響や米価下落に対し、自治体の速やかな

支援が求められています。

総務省では、影響を受けている生活困窮者を支援するため、原油価格高騰対策に要する経費に対し特別交付税措置を講じるとの報告がありましたが、生活者や事業者への支援についてどのような対策を考えているのでしょうか。

以上2点について質問します。町長の答弁を求めます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、町職員の定年年齢の引上げについて、2、生活支援策の拡大について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の定年年齢の引上げについてお答え申し上げます。

まず、（1）の定年延長後の給与についてでございますが、今年の6月11日付で地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年については、令和5年度から2年に1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業・生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を導入し、国家公務員の定年制度を基準として同様の措置を講ずるよう法律が改正されております。

今回の定年引上げ後の給料月額7割措置は、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、各種統計調査の結果を踏まえ設定されたものでありますので、本町におきましても同様の取扱いを行う予定であります。

なお、この7割の措置は、当分の間の措置とされており、定年の引上げが完成するまでに給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう所要の措置を講じることとされておりますので、今後、人事院勧告等の際に、国から発出される情報を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）の定年延長後の給与引上げと扶養者に応じた手当の増額についてでございますが、まず定年延長後の給与引上げにつきましては、現在55歳を超える職員につきましては、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好である場合にのみ昇給することとしておりますが、定年延長後の60歳を超える職員につきましても、60歳前後の昇給制度の一体性、連続性の確保の観点から同様の取扱いが適用される予定であります。

次に、扶養者に応じた手当の増額につきましては、定年延長後の60歳を超える職員に対しま

しても、扶養手当は支給要件を満たせば従前どおり支給される予定であります。

最後になりますが、令和5年4月1日からの施行に向け、来年度中に定年引上げに係る関係条例の改正を行う必要がありますが、国からの情報提供が随時、段階的に行われている状況でありますので、現段階で未確定な事項があることにつきまして御理解願います。

次に、第2点目の生活支援策の拡大についてお答え申し上げます。

最近の原油価格の高騰は、私たちの日常生活のみならず、経済全般に大きな影響を及ぼしております。これから本格的な冬を迎えるに当たり、灯油価格の高騰により暖房費も増え、私たちの家計に大きな負担がかかることが予想され、これは低所得者世帯にとっては特に深刻な問題になると危惧しているところであります。

このような原油高騰対策としては、平成19年度に65歳以上の非課税世帯等に対し灯油購入費の助成事業を実施した経緯がございます。

議員御指摘のとおり、国では今回の原油高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、地方公共団体が行う灯油購入費の助成事業に対し、特別交付税措置をすることを盛り込んだコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を先月の19日に閣議決定しており、今後、国から制度の詳細など具体的な内容が示されることが予想されております。

本町としては、迅速な対応が必要と考え、原油価格高騰対策を講じるため、本定例会に追加の一般会計補正予算を提案しておりますので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

大きな1点目、町職員の定年年齢の引上げについてです。地方公務員の定年年齢引上げは、国家公務員の制度に準じつつも、自治体の事業に沿った制度設計と運用がされなければなりません。60歳を超えた職員に相応した働き方や処遇の在り方など、実情に即した制度が求められています。年齢的にも肉体労働等はきつくなりますが、事務処理や町民への対応等は、経験を積んできた分、一般職員と比べても遜色のない働きはできると思います。

町では、定年延長後の労働条件をどのように考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

定年延長に伴う高齢期の職員という言い方になってはいますが、その後、勤務の在り方でございます。やはり高齢、年齢を重ねれば、それだけの知識、経験、これは間違いなくつい

ていきます。若い職員に劣らない部分は多々あることは理解しております。

ただ一方で、加齢に伴って身体能力の低下というものは否めない状況でございます。目の部分とか耳の部分とか、あと業務のスピードですね、こういったものが若い職員の方とは圧倒的に差が出てくるのではないかなと思っております。

ただ我々、公務員の給与制度というものは、職務の級、それから業務の内容によって決められてございます。当然、60歳以降の職員の給与制度についても、その職務の級、業務内容に基づいて決定されるものと。その準拠されるものは国家公務員法と考えてございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁で、加齢の話、年を経ているので、60歳が基準となるのか、65歳が基準になるのか、70歳が基準になるのか、そのところはやっぱりその段階に応じて考えていかなければならない問題なんだろうなと。今、定年制が60歳だから、60歳でもうそのすみ分けができるという話はちょっとないのかなと。60歳と61歳で、やっぱりどこが違うんだという話になっていくものが基本的なのかなと。

そういうふうを考えていったときに、自治体職員の人数はやっぱり定数条例により決まっていると思います。今回のコロナ対応については、対応する職員は定数条例を超えても職員を増員して対応することが求められています。

今回の65歳までの定年延長で、利府町の定数条例をどのように考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えします。

今回の定年延長制度で、やはり一番、我々が懸念することは定数の件でございます。今、具体的に国から示されてはいないんですけども、当然、定年延長、フルタイムが原則となっているという状況で、今後5年、10年、時には、試算すると一挙に30人程度の職員数が増えるだろうと予想しております。プラスで新規採用職員を抑制するわけにはいかないというふうになった場合に、今の定数条例の275名というものは当然超えてしまうということが懸念されます。

今後の国の動向にもよりますけれども、場合によっては定数条例の改正、そういったところまで踏み込んだ措置をしなければならないと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 要は、60歳が65歳になったときに、実際に加齢でやっぱり通常の職員と比べて落ちるのかといえば、そういうことは絶対ないと思うんですね。ただ、やっぱり体力

的にというものはあるので、私も市役所の中で仕事をしたときに、やっぱり現場に行って土工事などもやったという経過もあるんですけども、それをやっぱり60歳を過ぎた人に、やれというのはないと思うけれども、やっぱり今そういう意味では委託も大分進んでいる中で、現業作業というものは非常に少なくなってきた中で、やっぱりそれを考えていくというと、そこはやっぱり一般職員とそんなに大きく変わりはないような判断も多分できるだろうし、そのところを考えていけば、今国で言っている、60歳定年延長したときの給料が、60歳前の7割を乗じた額で、65歳までは変わらない、要は上がらない。極端な言い方をすれば、やっぱり再任用と同じで、そのままずっと一緒なんだよという考え方が国の分としてあるんだろうなと思います。

ただ、それは国のほうで、年金支給年齢を65歳にしたのは国であって、その分働かなければならないのに給料は7割しか支給しないというものはやっぱり道理に合わない措置だと思います。それでもやっぱり国の方向で、一応人勧とか出ているので、それでやっていくということによろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、人事院勧告にのっとって実施していくということが原則でございます。また、60歳定年延長制度には、役職定年制というものがついております。60歳時点で、役職、管理職手当を支給されている職員は役職をなくすというものがありますので、その役職定年制に基づいて70%の給与が支給をされる。そして、役職ではない別の職に充てられるというような今、制度の内容になっておりますので。

ただ、降格条例というものが我々のほうにありますので、その条例の規則との整合性がまだ定まっていない。これも後日、今後国から示されると我々のほうでは思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今の答弁でちょっと確認したいんですけども、役職定年制、管理職になった人が、この管理職は外れるということで、給料が下がるんだよという話に多分なるのかなと思うんですけども、実質的に、やっぱり給料表でいえば、部長の等級、課長の等級、あと一般的には係員でも課長の等級くらいまでいくことは普通なので、そういうことでは、役職手当は減っても給料自体が、国で言うように60歳前の7割だという、3割カットというものは、

基本的には給料、役職を外されても、そこまではなるはずはないと思うんですけども、ちょっとその辺で教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） 役職定年制は、管理職の職員が役職定年制になります。ただ、60歳到達をした時点で役職のついていない方々についても70%に変わるということです。

私、先ほど説明したことは、降格の基準があるんですね。降格の部分も、給料を変えないところと、今基準があるんですが、その部分がまだ示されていないという部分でございます。ただ、60歳の到達時点の給料の70%に、これは変わらない。そういう制度でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 要は管理職が、60歳になったので管理職を外れます。当然、管理職が外れば、その管理職手当が減ることは当然なんだろうと思います。

ただし、給料というものは、やっぱり自分の働いたものに対して、部長になったときの管理職手当がつくのであって、部長を外れたからといって給料が3割カットされるものではないと思うんですよね。

ただ、今回の国のほうでは、60歳前の7割、要は管理職ではなくて一般職員も働いた部分の中の3割をカットして7割を支給しますよと。それを65歳までずっと続けますよ、だからもう上がらないよ。要は、職員としては60歳から65歳に延びたけれども、給料は60歳のときの給料の3割で、その間ずっと、あと5年間は変わらない。それではやっぱり働く意欲が続くのかと。実際に年金を60歳から65歳にしたのは国なのであって、そのところでやっぱり65歳まで働き続けられるような体制を考えていくものが行政の仕組み、システムなんだろうと。当然、国ではそうやったけれども、やっぱり地方自治体、利府町は、それをきちっとやっぱり考えて、職員が働き続けられる対策をやっぱりつくっていくものが今の当局の皆さんだと思うんですね。

町長に聞きたいと思います。年金支給年齢が65歳まで引き延ばされたことにより、町の職員は支給年齢まで働かなければなりません。町長が町の職員だったとして、今までと同じように働くのに給料は7割しかもらえないとしたら、町長はどう思いますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えします。

どう思うかと言われたら、大変残念だなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、町長の一言で、本来のやっぱりシステムが大事なんだと思います。やっぱり嫌だと、3割カットされるのは、60歳まで働いていて、61歳になったら3割カットされる、それは嫌だというのが、やっぱり町長の素直な思いなんだと思います。要は、その思いをいかに現実の課題に対してやっていくのかということが大事なところなんだろうなと思います。

定年年齢は、私が市役所に入ったときは58歳でした。それが60歳になっても給与の削減というものはありませんでした。それは、きちんと働き続けられるということがあったからだだと思います。

今回の65歳定年制も、職員は適正に働き続けられると思います。それなのに、今回65歳に延伸されたら給与の3割カットというものは道理に合わないとは思いますが、町長はどう思いますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 再質問にお答えします。

道理に合うか合わないかと問われれば、これは前提が多分、木村さんもお分かりだと思うんですけども、100年社会なんですよ。木村さんが冒頭で崇高な理念をお話しされました。平和ということを手で築き上げるということです。

平均年齢が、日本がここまで世界一になったということは、やはり先人たちが、さきの大戦の反省を踏まえて社会づくりをして、前回の東京オリンピックの際は、100歳の人口の統計というものが153人だったものが、今年はまだ8万人を超えていると。

そういった、私たちがさきの大戦の反省を踏まえて、福祉にしっかりと財政を投入した結果、平均寿命が豊かになったということだと思っておりますし、これは前にも、コラムにも書いた内容でございますが、今若い人たちに、50歳をイメージする芸能人は誰ですかと聞くんですね、そうすると若い人たちは、福山雅治さんと言うんですね、50代です。

私が小さい頃、40代というのは本当に老けた人だというイメージがありました。それは何かというと、バカボンのパパというのは41歳なんですよ。よく波平さんの年とか挙げられることはあるんですけども、やはり高齢化していく、寿命が延びていく、健康寿命を延ばしていくということで、やはり国もいろいろ苦肉の策を今取っている。そして、それが過渡期であるということを私たちは考えていかなければならないと思います。

そういった意味で、木村さんがお話しになっていることも重々よく分かるんですけども、

その制度をしっかりと、ひずみによって不幸が生まれないようにということをするように、私たちはしっかりと要望を上げるところは要望を上げていく、また私たちができることはしていくということになると思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、町長が言った高齢化の話、長寿命化の話にもつながると思うんですけども、やっぱり、それと今回のテーマとは違うと思うんですよね。高齢化したから65歳に延ばすのではないんですよ。以前、60歳で退職しても、ちゃんと年金がもらえた分が、年金が65歳になってしまったんです。65歳になったのに、60歳で辞めるわけにはいかないんです、やっぱり。人間、生きていくために働かなければならない、収入がなければ生きていけないわけですから。それが、65歳に年金がなったことによって、定年を60歳から65歳に延ばすんだと。当然それは、そうすると働いた分の労働の対価はやっぱりきちっと出さなければならぬと私は思います。

それなのに、今実際にやっぱり7割しか支給しない、3割カットするよと。実際に同じように働いているのに何で3割カットされなきゃならないの。仕組みをやっぱりそこはきちんと考えなきゃならないんじゃないのというのが今一番の課題にしていかなければならない部分なんだろうなと。

自主的に国が当然そういう方向を出したというのはあるんですけども、やっぱり今でも実際に働いていて、私も60歳のときに息子が大学生でした。その前に私はお役所を辞めているんですけども、そのときに、やっぱりもし本当にその3割カットという話になれば、やはり子供を大学にやるために、また借金の話も出てくると思うんですよね。やっぱり親は養育の義務がありますから、その分のかかるときには、それなりのやっぱり収入がないと駄目だと。それを考えるときに、60歳を過ぎたから3割カットで7割で雇い続けますよと、働いてもらいますよというふうに、やっぱり言えるんですかね、町長の立場として。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 私に言われても何とも言えないんですけども、人生設計はそれぞれの人がやっぱりそれぞれの責任を持ってやるべきだと思っておりますし、60歳が65歳になって、でも息子が大学に行くのは、60歳でも65歳でも行くのは変わらないわけで、人生設計をその家庭でどういうふうに考えておくかということは、やっぱりそれぞれ個人でやっておくべきなのではないかなと、私は今ちょっと聞いていて思ったわけでございますので。

ただ、やはり国の財政、今100兆円いった中で、3分の1以上は社会保障費に充てられている。年金、医療、子供、子育て、そういったものに充てられているわけですから、その平均寿命が延びるということと、その制度設計が、木村町議おっしゃるように、本当に昔の制度設計のまま今に至るといところ、平均寿命が55歳程度のときの制度設計、60いかないまでのところの制度設計で無理無理、方策を取りながら執り行ってきたという制度のひずみが出ています。

なので、先ほど私が申し上げことは、要望でしっかりと出さなければいけないところは要望書にまとめて、町村会を通してなり、どんどん訴えていくという姿勢でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） やはりきちっと、65歳の定年制になれば、60歳と同じようにやっぱり働いていくわけですから。その労働に応じてやっぱり収入というか、給与を当然出していくべきなんだと思います。

利府町では、55歳で職員の昇給停止制度を実施しています。また、部長制の導入により、昇給制度のさらなる改善が求められていると思います。

国の検討事項を踏まえると、定年導入にかこつけて中高年層の給与カーブの引下げや退職金の減額などのマイナス提案がされることにはなりますが、利府町では検討していないということを確認したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

55歳の職員の昇給停止ではなくて、昇給抑制でございます。55歳以上の職員であっても、勤務成績によっては昇給するというものが今の制度でございます。

また、退職金の減額ということでございますが、これも退職手当組合の中での制度で我々は対応していきたいと考えております。

また、給与カーブの件でございますけれども、遡ると、平成18年、給与構造改革のときにも給与減額措置というものが行われておりました。その際に、減額になった分の経過措置として、減給補償というものが当時はされておりました。

今回も、60歳の定年延長、65歳まで、これは制度確立までの間の当分の措置、7割措置ですね、というふうに国では言っております。その制度確立に向けて、給与カーブというものが今後どのようなピークを迎えて、どのようなならしになっていくというものが示されるのではないかなとは考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ちょっと今の答弁で1点だけ。その当分の間というものほどのくらいを指していると考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

国の通知によりますと、定年延長制度が確立するまでというふうな表現になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ちょっとその辺がどのくらいの期間なのか。その期間が短ければもう、そういう意味では、きちっとその対応の話が出てくるのかなと思いますけれども、当分の間というのはどのくらいなのか、ちょっと分からないので、そこは置いておきます。

今国でも、賃金を引き上げた業者への税率引下げが進められています。その立場に立てば、利府町の役場職員給与を今こそ引き上げることが望まれていると私は思います。先ほどの55歳職員の昇給抑制、私は停止と言いますけれども、昇給抑制の話も含めて、やはり今こそ町の職員の給与も引き上げる。要は、人事院勧告というものは民間給与に合わせて、その内容にということで人事院勧告が出されているんだと。その人事院勧告制度を使っている、やっぱり利府町の役場の職員については、それを民間のほうで上がるので、やっぱりもっと利府町の役場の職員も上げていかなければならない。

実際、給料表は決まっているけれども、その活用自体の分を、運用をもっと上がるような方式にやっぱりしていかなければならないと思いますけれども、町職員の給与引上げをどのように行っていく考えなんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

職員の給与の引上げでございますけれども、まず議員おっしゃるように、人事院勧告、民間準拠、これが原則でございます。

我々のほうで今、昇給の基準といたしましては、初任給規則の中で既に決まっております、それをどう反映していくか。これが給与構造改革の中でうたわれた人事評価でございます。この人事評価の中で、職員の頑張りに基づいて給与を昇給させていくという制度になってございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） その辺は理解はしているつもりなんですね。私の頃は、1年に1号上がっていく。それに、いっぱい働いた人はプラス1号かという話もあったり、昇級ですね、号ではなくて、級の上がる分を早めにするかというのがありました。

今は1年4号が標準であって、それに、よく働いた職員には8号アップまで認められているのかな、倍の分が上がるというものがありました。

ただ、それも今の一定程度ではなくて、やっぱりそういう昇給スペースの分をきちっとつくっておかないと駄目だということと一緒に、よく頑張って働いた人と、片方上げると片方を下げなければならないという、実際にやっぱり普通に働いて、お互いにみんなして頑張っているんだけど、やっぱりその中で昇給の上がる分をつくると、やっぱりどうしても下げる人もつくらなければならないとかという話もたまには聞きますけれども、やっぱりその部分をもっと踏まえて、職員の給与の引き上げる分をやっていってほしいなと思います。

2点目、定年延長の職員の給与引上げと扶養者に応じた手当の増額を行う考えはあるのかについてです。結婚年齢の晩婚化に伴い、60歳を過ぎても子供の養育を続けなければならない人もいます。職員手当で、60歳が65歳になっても、扶養手当等の一般的な、現職というか、今出している職員手当をそのまま支給されると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

定年延長制度が確立するまでには、これからの10年間の期間を要するものなんです。2年に1歳ずつ制度が延長されていくという内容でございます。

定年延長の制度に適用された職員につきましては、これまでどおりの手当が対象になります。ただ、定年延長制度ではなくて、65歳までの間に再任用制度、暫定再任用制度というふうに今度は変わるんですけども、再任用制度になった時点で扶養手当等々の手当について、適用されない手当も出てくるというものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今おっしゃっている部分の、定年延長の分の、2年に1歳ずつ延びていくよということで、定年延長になった職員は現役と同じように扶養手当も含めて職員手当を支給されるよと。その定年延長を超えた分の再任用の職員になれば、そういう手当はなくなるよということでよろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今回、65歳の定年年齢の引上げに伴っても、職員の手当は現職のときと変わらず手当を支給されるということを確認しておきたいと思います。

子供が高校生、大学生となれば、必要経費も増えていきます。奨学金制度もありますが、親の責任でやっぱり子供を学ばせるためにも、子供の扶養手当を増額すべきだと考えていますけれども、今回の定年延長だけではなくて、やっぱりそういう子供扶養手当の増額とかということを検討する考えはないのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

全て人事院勧告、国の制度を準拠した形で、利府町単独で増額ということは考えてございません。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 本当は、定年延長になって、給料が3割カットになっていけば、どこかでやっぱりその分の補填といいますか、言葉を悪く言えば取り返すとも言うんだけど、その下がった分を何とかしてやっぱり補填できるような、60歳が61歳になったときに、やっぱり、残ってよかったと言えるような制度にしていかなければならない。それは当然国の制度があって地方の分があることも理解するんですけども、地方だからやっぱり独自にそれプラスアルファの分を考えていく。働きやすい職場づくりを再度して行ってほしいなと思います。

それでは、大きな2点目、生活支援策の拡大についてに移ります。福祉灯油など自治体の独自補助に補助率2分の1で特別交付税が支給されます。制度の趣旨は、地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し特別交付税を講じるとなっています。

国の資料によれば、生活困窮者に対する灯油購入等の助成、2つ目に、社会福祉施設、養護老人ホーム、障害者施設、保育所、幼稚園等に対する暖房費高騰分の助成、3つ目に、農林漁業者に対する利子補給、保証料の助成、4つ目に、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、5つ目に、漁業者等に対する燃油高騰分の助成が記載されていました。

利府町でも、今定例会に緊急福祉灯油等購入費助成事業と原油価格高騰対策漁業者支援事業

が提案されています。それ以外の分の、②の社会福祉施設と③の利子補給、保証料の助成は実施するのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

高齢者施設、障害者施設、保育所等につきましては、現在、県のほうで直接補助を行う予定で調整が図られているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

漁業者につきましては、現在のところ、原油高騰対策に係る融資などについての相談や申請はありませんので、そちらの利子補給等につきましては今後検討していくということになると思います。

ただ、いずれ、まだこの制度が調整中ということですので、国、県からの通知を見てから検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） コロナ対策の関連のときに、要は国で補助はつくったんだけど、実際にやっぱり町に来る財源といいますかね、その枠というものが、たしか前はあったかと思うんですけども、今回の助成事業では、要は宮城県に幾らくらい、利府町にどのくらいという枠というものはあるのでしょうか。それとも全然、利府町がやると思えば、その分だけ交付金が入ってくると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

今回の原油高騰措置につきましては、特別交付税措置と認識しておりまして、枠ではなくて交付税措置だと認識しております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ということは、利府町でやる気になれば、利府町が半分財源を、半分しか入ってこないんで、要は半分、利府町が負担しなければならないということになるので、その負担分を考えて実施するよというふうになれば、幾らということではないけれども、一般的にはやっぱりもっと拡大することは可能だと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

その辺の制度のフレームが、まだ詳細については県からも正式なところが届いていないところがありますので、その辺しっかり確認した上で制度設計を行っていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） まだ正式な文書が来ていないということで、正確なものは確認をしたいと思います。来ればまた、もっと拡大の方向でやっぱりぜひ今進めていくべきときなのかと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかの自治体を見てみると、併せて、地元中小事業者に対する燃料の助成や、あと民間バスの事業者、タクシー事業者に対する支援を要請している議員団も見られます。町では、商工会、もしくは関連団体等と懇談、聞き取り等を行っているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

商工会とか関連団体等の懇談というものは行っておりませんので、その辺も今後、国や県の動向を見ながら検討していくことになると考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 町長に聞きたいと思います。

今困っている人に速やかに助成をすることが町の仕事になります。国の特別交付税等の予算枠もあると思いますが、未実施分の独自補助をどのように進めていくのか。その指示を出すものが町長の役目になります。町長の今の考えを聞きたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員の再質問にお答えします。

今困っている皆様にとということですが、私たちは今困っている皆様に迅速かつ十分な補助、助成をしているという自負を持っております。先日も河北新報に掲載されました、独り親世帯、または原油価格の高騰に関することですか、非常に迅速に対応してきたと思っております。

今、部長から答弁があったように、県、国の補助施策、支援メニューと重ならないような独自の支援策をつくる、またはフェイルするという事はやぶさかではありませんので、それもしろいろなメニューを見ながら、しっかりと迅速に対応してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今回は、1、町職員の定年年齢の引上げについて、2、生活支援策の拡大についての2点について取り上げさせていただきました。

国で言っている年金支給年齢に合わせての65歳定年制は認めるものですが、給与の3割減額と中高年層の昇給ラインの引下げは5年間のただ働きに通じるものであり、認めることはできません。

災害時も含めて町民のために働いている町職員の生活と健康を守るとともに、町民の生活を守るために住民サービスの拡充を求めていきたいと思います。そのためにも、皆さんと力を合わせて、要求実現のために奮闘することを誓い、12月定例会の一般質問を終わります。

共に頑張りましょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、10番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時0分とします。

午前11時44分 休憩

午後0時56分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 伊勢英昭君の一般質問の発言を許します。伊勢英昭君。

〔8番 伊勢英昭君 登壇〕

○8番（伊勢英昭君） 8番議員、会派、21世紀クラブの伊勢英昭でございます。

今回は令和3年12月定例会、最後の一般質問になります。なるべく早く切り上げたいと思いますので、当局の簡潔で中身の濃い答弁をお願いいたします。

では、通告書を読み上げます。

質問事項の1番、本町における鳥獣被害について。

平成29年に開催した議会報告会で、イノシシの農業被害の報告があり、これまでも適切に処理していると思われていますが、現在においてもカラスやハクビシン、イノシシ、熊等の有害鳥獣により農作物への被害は収まっておりません。

鳥獣の駆除に関しては、法律に沿って処置しなければなりません。町はどのような対策を進めているのか、お伺いいたします。

（1）これまでの有害鳥獣の駆除数、捕獲数の推移はどのくらいでありますか。

（2）農作物への被害を防ぐ必要があるが、具体的な対策はどう考えているのでしょうか。

（3）被害に遭った場合の補償はどのように考えているのか。町としての責任の範囲をお伺いいたします。

（4）最近では住宅地でも出没が多くなっております。町では、消防や警察等と連携を密にした情報伝達等の訓練や事故等を想定した対策をどのように講じていく考えであるのか、お伺いいたします。

大きな2番目、気候変動とカーボンニュートラル。

現在160、「160」が、ちょっと訂正させていただきます。これは昨年9月時点での数字でございましたので、ちょっと申し訳ありませんでした。それから1年以上経過しまして、今年11月時点で、いつの間にかどんどん増えてまして、492もの自治体がこのゼロカーボンシティ宣言を表明しております。「492」に訂正してください。現在492を超える自治体が2050年ゼロカーボンシティ宣言を行っております。異常気象が全世界で問題視されており、環境問題に積極的に取り組むべきであります。

本町も、この宣言に同調すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

（1）目標を定め、脱炭素の宣言をすることで、CO₂やメタン削減の機会を自覚、共有できると思います。そのためにも、町民への啓発や学校教育でも推進していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

（2）異常気象や海面上昇、生態系の変化を身近な問題として捉え、解決への取組を町の施策に反映させるべきと考えるかどうか、お伺いいたします。

（3）自然エネルギーやEV、電気自動車、FCV、燃料電池自動車等、化石燃料とは異なるエネルギーの技術開発が今後急激に進んでまいります。個人取得者への補助や開発企業の協力、援助を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、本町における鳥獣被害について、2、気候変動とカーボンニュートラルについて、いずれも、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 8番 伊勢英昭議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の本町における鳥獣被害についてお答え申し上げます。

まず、（1）の有害鳥獣の駆除数、捕獲数についてでございますが、カラスの駆除数は平成

30年度までは毎年120羽前後、令和元年度は91羽、昨年度は78羽となっており、減少傾向にあります。

次に、イノシシの捕獲数ですが、平成29年度以前はゼロ頭、平成30年度は10頭、令和元年度と昨年度は6頭ずつとなっております。

なお、熊については、法により保護すべき野生動物であるため、捕獲の実績はございません。

次に、（2）の農作物の被害対策についてでございますが、カラス等による梨の被害対策につきましては、毎年、利府梨部会からの依頼に基づき有害鳥獣駆除隊による駆除を行っており、実施場所につきましても梨部会と協議しながら進めているところでございます。

また、近年イノシシの農作物被害が増加していることから、本町では箱わなや撃退器を設置するなど被害抑制に努めるとともに、本年度から耕作者の方々の持続的な経営安定化を図るため、鳥獣被害防止施設購入事業補助金を新設し、電気柵等の被害軽減に要する経費の一部助成も行っております。

次に、（3）の被害に対する補償につきましては、耕作者の方々が自己防衛によって農地等への侵入防止対策に努めていただくことが原則であり、町としての補償は考えておりませんので御理解願います。

最後に、（4）の情報伝達等の訓練や事故等を想定した対策につきましては、議員御指摘のとおり、近年では住宅地でも目撃情報が寄せられるようになり、農作物だけでなく人的被害も危惧されていることから、関係機関との連携が不可欠であると考えております。

町では、熊などの目撃情報マニュアルを作成しており、警察などの関係機関への情報提供をはじめ、町ホームページやSNSを活用し、速やかに町民の皆様への情報提供を行うとともに、住宅地周辺で目撃情報が寄せられた場合は職員が巡回し、関係課と協議を行いながら、広報車や同報無線により周知を図っております。

次に、第2点目の気候変動とカーボンニュートラルについてお答え申し上げます。

まず、（1）の2050年ゼロカーボンシティ宣言のための町民への啓発や学校教育の推進についてでございますが、今年の6月の定例会の一般質問において今野隆之議員に答弁しておりますように、二酸化炭素の排出実質ゼロに取り組むことを表明した自治体が全国的に増加傾向にあることは理解しております。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスが現在そのまま排出された場合、日々の生活のみならず、命や財産に関わる大きな脅威となり得ることは、近年の猛暑や大雨等の大規模災害の頻発から

も明白であり、本町におきましても、町民の皆様一人一人が現状を正しく認識し、主体的に温室効果ガスの排出を抑制していく必要があると考えており、広報りふやホームページなどで周知を行ってきたところであります。

先日開催いたしました、りふ環境まるごとフェア2021では、子供を中心とした約1,500人の来場者の皆様に対し、循環型社会の実現に向けた省エネ、省コストなどへの取組や脱炭素ライフスタイルへの転換に関する知識を紹介することができました。

また、学校教育では、学習指導要領に基づき、小中学校の多くの教科で環境をテーマとした授業を行っており、先週には、しらかし台小学校の5年生を対象に、水素燃料電池車の体験学習を実施するなど、環境教育が推進されているところです。

今後も、環境を意識した行動を定着させるため、広報りふへの掲載などの啓発活動や環境教育を継続してまいりたいと考えております。

次に、（2）の町の施策への環境対策の反映についてでございますが、現在、本町の地理的な特徴や地域資源、人口増加率等を把握し、先進自治体の事例や包括連携協定を締結しているNTT東日本や民間事業者の皆様からの御提案を参考としながら、温室効果ガス排出量の削減と吸収量確保のための環境保全を考え合わせた脱炭素モデルの調査、検討を行っている状況であります。

また、ゼロカーボンシティの表明につきましても、全国では、近隣の複数の自治体と広域的に連携して共同表明している自治体もあることから、本町としては、町単独としてではなく、宮城県や近隣市町村の動向を確認しながら、脱炭素に向けた主な取組や施策について調査研究を進めてまいります。

今後も、かけがえのない豊かな自然を守り、安心して住み続けられる持続可能な町を次世代につないでいくため、環境対策の検討を継続していきたいと考えております。

最後に、（3）の電気自動車等の個人取得者への補助や技術開発への協力援助についてでございますが、電気自動車や燃料電池車に代表される次世代自動車は、二酸化炭素の排出などの環境負荷の低減のみならず、災害対応能力の強化が期待できることなどから、全国的に導入が進んでいるところです。

本町におきましては、利府町次世代自動車等導入方針を定め、新規で導入する公用車は原則全て次世代自動車とすることで対応を進めている状況であります。

議員御提案の次世代自動車の個人取得者への補助につきましては、既に国や宮城県に補助制

度が存在していることから、現時点での実施は考えておりませんが、今後、次世代自動車の普及の状況と、国や県、他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

また、技術開発企業への協力、援助についてでございますが、本町は車両用の高信頼性リチウムイオンバッテリー等を研究している東北大学未来科学技術共同研究センターと令和元年に公共交通等の課題解決を目的に連携協力に関する協定を締結しており、今年の8月には超小型電気自動車コムスを寄贈いただいたところでです。

今後についても、協定に基づき、技術開発を含め協力体制を維持していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、大きな1番について再質問いたします。

鳥獣被害についての再質問をするに当たって、ちょっと私はどちらかというと室内、インドア派でございますが、アウトドアの話題を取り上げましたけれども、現場は素人であり、全く検討外れな質問になるかもしれませんけれども、御容赦願いたいと思います。

（1）の再質問です。まず、イノシシについての質問です。宮城県内には推定約3万頭のイノシシがおり、適正生息数は約3,000頭と見積もっております。県では7割の削減を目標にしております。つまり2万7,000頭は毎年駆除の対象になっております。

実際の駆除では、県内で一番多い駆除数は、県南の丸森町で、昨年10か月で1,636頭とのことであります。国に至っては、合計すると、日本国中、全てのイノシシを数えましたところ、135万頭もの、推計ですね、おるということでございます。国は、年に50万頭を駆除することにしてあります。

何しろイノシシの成獣は1度に四、五頭出産し、毎年繰り返す、妊娠期間は短く、この12月はちょうど繁殖期でございます。春には出産ラッシュとのことでございます。こうやって考えてみますと、ネズミ算式にイノシシは増えるという傾向にあります。

イノシシは地球温暖化のせいで、北限地の生息がこの宮城県だったものが、今やどんどん北上いたしまして、青森県まで達しているということでございます。

では、本町では町内に生息するイノシシを全て駆除して、全個体数を消滅させるつもりなのか、それとも住民に害を与えない里山に残る一定数のイノシシと共存を図るつもりなのか、お聞きいたします。

それから、熊についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、イノシシの全個体数を消滅させるのかということですが、全個体を消滅させるということは多分無理というか、難しいということで考えております。

それで、被害の通報があった場合に、今現在は有害鳥獣駆除隊と現地を確認しながら、わな等の設置によって駆除に努めているという状況であります。

それから、熊の関係ですけれども、熊につきましては、目撃情報があった場合に、警察、それから行政区、それから近隣の学校等との情報共有に努めて、被害が起きないようにということで注意喚起をしておるところでございます。万が一、人的被害のおそれが見込まれる場合につきましては、関係機関と協議して決定していくことになると思いますけれども、幸い、まだそういった人的被害というものは町では報告はありませんので、今後そういったところは対処してまいりますけれども、危険性がない場合には、基本的には熊は保護動物になっておりますので、駆除はできないということで考えてございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今、駆除か保護かということでありましたけれども、鳥獣に関しては鳥獣保護管理法とか、それから動物愛護管理法とかという法律の下で、駆除、保護かで、まあ前提条件が違うとは思いますが、今後、今の熊の話は一応保護という話でございましたけれども、町内で出ているハクビシンとかカラス。カラスはもちろん今、相当駆除しているみたいですが、ハクビシンについてはいかがなんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

ハクビシンは、その目撃情報とか被害情報とかは、町内全域であることはあるんですが、ただその被害というものは、家庭菜園等での農作物の被害等が主なものとなってございますので、そこを対処しているというものは、今までは町で対処したというものは、通報して、現地を確認したりということはありませんけれども、基本的には個人の防御という形が原則となるので、町で駆除したということはありません。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、ちょっとイノシシに戻りますけれども、イノシシの捕獲方法です

が、先日イノシシを生け捕るために新しい鉄製の箱わなを役場のところで組み立てていましたけれども、本町の場合、箱わなだけで捕獲するのでしょうか。それとも、そのほかにくくりわなというものがあるみたいなんですけれども、そっちは考えていないのでしょうか。また、その双方の効用ですね、どちらがどうで、こちらがこうだということで、そういうこともちょっと分かりませんので、そのことについても町でどのように把握しているのか、お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

箱わなとくくりわなですけれども、現在は町内に一応箱わなは5か所、それからくくりわなは1か所に設置しているところでございます。

箱わなとくくりわな、両方ともなんですけれども、結局、人家に近いところとか見えるところ、そういったところには設置できませんので、結果的には、あまり人が入らないような場所を確認しながら、そういったところに設置していくという形になります。当然その設置につきましては狩猟許可が必要ですので、そちらは町でいえば駆除隊にお願いして設置をしているということになりますけれども、いずれその効果と言われると、今現在、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、イノシシの捕獲は年々減ってはおります。去年、おととしと6頭ずつということになりますので、個体数は多くいるものの、捕れる数はあまり多くはないというところでございますので。

箱わなでもくくりわなでも、効果は一緒か、数ですね、その設置数によって捕獲数も変わってくるというところで認識しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、その箱わなですけれども、その安全性ということがやはり問題となると思うんです。例えば、間違っって人間が入ってしまった、子供が入ってしまったということであれば、抜け出られないわけですから、常にやはり見回りなどして安全性を確認しておかないといけないと思うんですけれども、そういう点はちゃんと町ではなさっているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、人が入らないようなところに設置するというのが基本と、あと

はその設置に際しましては、駆除隊と適地を確認して設置しておりますので、そこは当然見回りとかも行いますけれども、人が入らないようなところに設置していくというところで御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） このわなのほかに、鳥獣を寄せつけない方法に、超音波やストロボ、そして威嚇音があると聞きました。本町では採用しているかどうか。それと、臭いの忌避剤というものがあるそうですね、そういうものもどうなのか。最初の答弁書で、撃退器とありますけれども、これは関係しているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

議員が御指摘のストロボとか音が出る機械というものが一緒になったもので、撃退器として、町では現在20個所有しております。それを必要なところに貸出し等も行ったり設置したりということで行っております。

あとは、忌避剤につきましては町内で約10か所で設置しております。そちらはどちらかという、熊に対する忌避剤といった形での設置になってございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、ちょっとさっきのわなで捕まえたとか、カラスとか、そういうものは処分しないといけないと思うんですけれども、どのような形で本町では処分しているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

基本は焼却処分としております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今ジビエ料理とかなんとかいいまして、東京の駅の前丸ビルですか、そこでジビエ料理でイノシシの肉を出しているという話がありましたけれども、利府町ではそれほど捕れるようなイノシシはないとは思いますが。

では次、（2）に移ります。農作物の被害ですね。今年の9月に、菅谷地区に住む、ある農家より、育てたジャガイモがイノシシにことごとく食べ尽くされたと、そういう通報がありました。イノシシが走っていくところも目撃したということでございます。

事前に侵入防止用ということで電気柵というものがあるらしいですけれども、その電気柵でイノシシが畑に入らないように防御するしか私は考えられませんが、平成29年よりイノシシの出没が見られることから、イノシシの農作物被害対策は具体的にどのようなものだったか、今までですね、お聞きいたします。

町側の対策や、農協などの立場での対策ということで、答弁書には、鳥獣被害防止施策購入事業補助金というものができているみたいですが、このことについてもちょっとお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

イノシシの農作物の被害対策ですけれども、これまでも被害があった農家の方に侵入防止柵等の設置を講じていただいて、対策してもらっております。それでも被害が生じる場合には、町が駆除隊と同行いたしまして、箱わな等の設置箇所を見つけて、そこに設置をして駆除を図るということで行っているところでございます。

今年度から、鳥獣被害防止施策購入事業ということで、こちらにつきましては一応対象を、電気柵等を設置する際に、その費用の2分の1を補助しまして、上限が10万円という形にはなりますけれども、2分の1の補助を行っているというもので、現在11件、申請は上がってきております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、その電気柵ですね、これ電流が通っているんですか。電流が通れば、人間が触った場合、ちょっと危険かなと思うんですけれども、そういう電気柵というものは一体どういうものなのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

電気柵につきましては、軽い電気ショックを動物に与えて、それによって侵入を防ぐという形になります。一般的には、人間が触った場合は、びりびりと感じる程度で、人命への危険性はないとのことであります。

なお、設置者には必ず漏電遮断器とか、それから危険表示の看板の設置を義務づけているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 仙台市のほうで補助を見ますと、電気柵と、それからワイヤーメッシュ柵ですか、この2種類が何か仙台市では多いみたいなんですね。ちょっとワイヤーメッシュ柵というものは分かりませんが、電気柵と比べてどのように違いがあるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

電気柵は地面に並行に、大体3本くらいを横にはわせるような形で、間が20センチくらいの間隔で3本くらい地面に並行にはわせるという形で電気を通して対策するというもので、ワイヤーメッシュ柵というものは、そのワイヤーを格子状にしたフェンス的なもので、全面を覆うような形のものです。そちらは電気は走っていないで、物理的に侵入を防止するだけのものというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 先ほど、電気柵が町では11件採用しているということでしたが、補助の関係で、ワイヤーメッシュ柵のほうは補助対象には、本町ではなっていないんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

鳥獣被害防止事業ということになりますので、ワイヤーメッシュ柵でも対象になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では次、（3）に移ります。宮城県のホームページを見たところ、農作物の被害状況が掲載されておりました。本町の被害額は、平成28年度で79万1,000円、平成29年が102万2,000円、平成30年124万5,000円、令和元年48万4,000円、令和2年51万1,000円、最近ちょっと減ってきていますけれども、傾向として、従来であれば利府町はカラス、ハクビシンが中心だったわけでございます。ところが、果樹、カラス、ハクビシンで、いわゆる梨と野菜の被害が対象でございました。平成29年頃からイノシシが現れ、野菜類、さっき言ったジャガイモ等の被害が出始めております。

本町では、今年の米は概算金下落により米農家への補助金が10アール当たり8,000円と、今から決まるわけですが、こういうふうには設定されております。

同じことが言えると思いますけれども、日本の農業は自らが守り、絶えてはいけない食の安全保障でございます。経済相場とか災害とか、それから自然、特定動物との闘いで、農業とい

うものは過酷な条件の下にあるかなとは思っておりますけれども、この鳥獣被害についても、しっかり補償してもらいたいものなんですけれども、この補償の面では一体どのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

先ほど議員がお示しいただいた被害状況の数字ですけれども、こちら利府町の場合は、その被害額の主なものは、梨の被害が主なものでございまして、そちらはやはりカラスとかの鳥による被害が多いということになってございまして、そちらは梨畑に防鳥ネット等をかけていただいていることから、被害もだんだん少なくなっているのかなということで考えております。

イノシシによって農作物の被害も最近多く聞かれるようになってきておりますけれども、そこもやっぱり自己防衛というものが原則でありますので、今後被害がどんどん拡大していった場合はいろいろ考えていかなければいけないかなと思いますけれども、今現在はそちらの補助等は考えていないものが現状でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今のところは自己防衛、被害が拡大したら考えるということですね。

では次、農作物の被害に加えて、今度、今、市中をひょっとしてイノシシがばっこするかも分かりませんので、人的被害ですね、その人的被害ですけれども、有害鳥獣に思われる事故によって、例えばけがをしたと。そういう場合、治療費などは、これはどのようになっているのでしょうか。公的機関、国とか県、町、あると思うんですけれども、そういうところから補助されるものなのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

一応、ちょっといろいろ確認はしてみたんですけれども、基本的には人的被害の補償というものは、公的機関、町とか国とかではないということでございます。先ほど申しましたとおり、本町ではまだそういった被害というものは報告がありませんけれども、そういった出没情報とかを皆さんにお知らせしながら、被害に遭わないような注意喚起をしていくというところで考えてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 自己負担ということでした。

では次、（４）に移ります。御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、来年の6月1日に改正動物愛護管理法というものが施行されるわけでございます。これは、犬や猫など11種類の人間社会に高度に順応した動物に所有者の情報を記録したマイクロチップが首の後ろに埋め込まれるわけですね。その埋め込んだマイクロチップの中には、今、所有者の情報ですね、住所とか氏名、犬や猫のですね、そういうものが来年6月1日から施行されると。マイクロチップが首に埋められるということになっております。

その対象外の特定動物、つまり人の生命、身体または財産に害を与えるおそれのある、いわゆる特定動物と言われるイノシシとか熊には装着する義務はございません。

ところが中には、イノシシ、熊を飼いたいという人が出てくるかも知れないんですね、自分の家でね。この場合は県知事の許可が必要なんですけれども、もし県の知事が許可を許したらですよ、町ではどのように対応するかと。近所も大変だと思うんですけれども、そのところは、まあ、もしという条件でお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、熊とかイノシシは、人体、生命とかに危害を及ぼすおそれがある動物と認識しておりますことから、それをペットとして飼うということはちょっと想定はできないかなと思いますけれども、万が一、知事が許可をした場合には、それは県が対処するものと考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、ちょっと最後の質問になります。先ほどの、丸森町では有害鳥獣被害防止計画があり、常時、鳥獣対策モデル事業研修会を開催しております。そして、県南の自治体では、有害鳥獣に関わる駆除、対策及び広域連携への支援拡充を求める意見書というものを県知事に提出しております。

本町においても、有害鳥獣対策の計画書作成並びに先進地の経験を参考に研修会を開催するなど、鳥獣被害の軽減、撲滅を念頭に政策に反映するよう切に願うものでございますけれども、現在の本町においての対策はいかがなものか、最終的にお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

利府町のみならず、鳥獣被害防止措置法に基づきまして、各市町村では鳥獣被害防止計画と

いうものを策定しております。その中で、駆除隊や町内在住の専門家の意見を取り入れながら、今までも対処しておりますし、今後もそういったところで対応してまいりたいと思いますので、今のところ現体制で行っていく考えでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 町民の安全・安心を守るために、専門家を招聘して組織を立ち上げて、先見性と情熱を持って、危機管理能力、それから問題解決能力を十分に発揮していただきたいと思っております。

では、次の2番目に移ります。2番目の気候変動とカーボンニュートラルについて再質問いたします。

先ほど、492の自治体がというふうに訂正しましたが、その内訳でございます。40の都道府県、295の市、14特別市、119の町、24の村で、県内では当然宮城県、そして気仙沼市、富谷市、美里町、仙台市、岩沼市、先月11月には名取市が表明しております。

気候変動に関しては、かつて私は何度か質問しております。先進国がCO₂削減を決めた京都議定書、あとに南太平洋の島国ツバルが沈むんだということを一一般質問で言ったことがありました。それから、家庭のCO₂削減へ、エコキュートとか、そういう取組についても一般質問をしたことがありました。

今回、パリ協定で署名し、今年、COP26、国連気候変動枠組条約締結国会議、こういう成果文書を採択した後ということで、今回3回目の質問になります。

ゼロカーボンシティ宣言で、これは昨年10月、菅前首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことや、今年5月に改正地球温暖化対策推進法が成立して、地方公共団体に大きく影響を与え波及したものと思われまます。

先ほど、「160」を訂正していただきましたけれども、今や表明自治体は492で、総人口は1億1,000万人に相当すると。それから……1億1,000万というのは日本の総人口を考えますと、日本の人口のほぼ9割、89%が表明自治体の中で生活しているということでもあります。

この表明は、首長が定例記者会見や議会で、2050年実質排出ゼロですと、こういうことを公表したり、自治体のホームページなどにこの目標を明記したりすることを通じて、ゼロカーボンシティとして表明が行われるということでもあります。

このことに関して、手続は至極簡単なことでございますけれども、なぜ本町でこのような状

況の中で表明がないのか、まずお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 伊勢議員の再質問にお答えします。

表明の手續という部分に関しては、条件等はある程度あるものの、わけではなくて、書面公表等のみでの実現という形なので、こういったものに関しては簡単なものかなと思います。

しかしながら、現状として何の根拠もなしに表明することはできないため、現在町で取り組んでいる温室効果ガスの排出の削減、それから森林保護などによる吸収量確保も合わせながら、根拠となり得るような取組や施策の調査、検討を行っております。

県内のゼロカーボンシティ、先ほど議員から御指摘あったとおり、5市1町で表明しております。カーボンニュートラルや気候変動、こういった問題については広域的に取り組む必要があると考えておりますので、全国的にも、先ほど議員御指摘のとおり、共同での事例も多くございますので、そういった部分も含めて、町では現在検討しているという状況でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 表明はまだできないということは、やはりその裏づけが必要だということですね。分かりました。では、そのように一生懸命、いろいろなもので検証していただきまして、町の状況を確認していただきまして、いずれ早い時期に表明できるようお願いしたいと思います。

では、（1）について再質問いたします。脱炭素への世界の反応を見ますと、2019年、スウェーデンの環境活動家のグレタ・トゥンベリさんが国連・気候行動サミットで地球環境問題についてスピーチしております。彼女の主張は、環境問題を単なる気候の問題と捉えるのではなくて、社会的、倫理的、政治的問題として提起しております。先進国が少数の強者、強い者で、地球に負担をかけてきたというふうな主張の一方、発展途上国は多数の弱者で、自然災害の影響で苦しんでいるという主張でございます。

この主張に共感する若者たちが、今では大きな市民運動となっております。ちょっと過激な市民運動でもございますけれども、これはやはり若者がいろいろ共感して、大きなうねりを欧米では引き起こしているということでございます。

また、今年のノーベル物理学賞は、気候のシミュレーションで地球温暖化と温室効果ガスの関係を解き明かした、分析、数値化した眞鍋淑郎さんですね、この方がドイツとイタリアの学

者と共同受賞しております。やはり気候変動問題というものが今や世界的な大きな問題になっているということでございます。

こういう動きの中で、いろいろな情報が世界から入ってきますけれども、気候変動と脱炭素の関係を、地球環境の未来を考える機会を提供するというのが、町民や子供たちにとって重要と考えていますけれども、町側では一生懸命、環境まるごとフェアですか、こういうものをやっておりますけれども、この内容について周知徹底しているとは思いますが、新たにどういう形で徹底しているか、お教えいただきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今回この問題につきましては、やはり一人一人の、主体的に温室効果ガスの排出を抑制することなしには解決、実現できない問題だと捉えております。

そのためにも、気候変動や脱炭素、地球環境の未来を考えることが重要と捉えておりますので、省エネや省コストをテーマとした今回、りふ環境まるごとフェアを開催して、自宅のエネルギー消費量、温室効果ガスの排出量の分析、削減方法などの診断などを行っております。

また、今月3日に、しらかし台小学校5年生を、町長答弁にもありましたが、対象に、宮城トヨタさんの協力の下に、水素燃料自動車と従来型の自動車の排出ガスの状況等を、小学校5年生を対象に勉強会等行っておりますので、そういったものも環境について学校では学習させていただいております。

今後、現在、みやぎ環境税の部分とかもホームページに載せておりますので、こういった部分も含めて、これからもホームページなどで町民に知らせていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、宮城県のほうの取組ですね、それについて現状をお話ししますと、県の統計では、2015年度でCO₂などの温室効果ガス排出量は2,091万8,000トン、利府町ほどのくらい分かりませんが、平均気温に至っては、1927年、100年近く前の観測開始以来、100年で2.4度上昇したと。このままだと、今世紀末にはさらに2度ほど上昇すると見込んでおるということでございます。

これに対して、宮城県は既に事前の対策を講じております。それは、10年前の平成23年にみやぎ環境税を導入しております。県民1人、年1,200円を県民税均等割にて上乘せされて、徴収

されております。全国一高い宮城県の県民税でございます。

これがために、この税金が何に使われているか、5年ごとに更新されるみやぎグリーン戦略プランで具体化しております。この事業については、事業の目的、内容、税の充当額、期間、効果など明確に記載されております。そして、本町における町民の公用車や、それから利府の地中熱利用設備は、このグリーン戦略プランからの補助を受けているはずでございます。

このような例から、宮城県では5年間で80億円の投資で33万トン、宮城県総排出量が2,091万8,000トンですから、そのうち33万トンの温室効果ガスの削減に宮城県は取り組んでいるそうでございます。

このような政策、住民にかみ砕いて、利府町でやっているわけではございませんけれども、県の施策でやっているわけですから、こういうものも分かるように町民に知らせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

町では、みやぎ環境税を利用しまして、庁舎のLED化、それから各学校関係のLED化、併せまして、先ほどお話ししましたリフノスの地中熱事業、こういったものを利用させていただいております。こちらに関しては、各学校については昇降口に設置しまして、環境税を利用していますよというふうな案内をさせていただいております。役場庁舎に関しては、トイレなど各入り口付近にそういった形で表示をさせていただいております。リフノスに関しましては、県のみやぎ環境税のパンフレット、こういったものがあるんですけども、そちらに掲載させていただいて周知を図っていると。それから併せまして、各年度ごとに環境税を利用した実績、こういったものをホームページで公表させていただいておりますので、今後もこういった形で周知を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 脱炭素の取組、これは地域経済の減速を招くのではなくて、省エネ、ゼロカーボンを通じて新しいイノベーションが生まれるということでございます。先ほどのEV、FCV、それからプラグインハイブリッドとか、いろいろなものが車では生まれています。それから建築物に対しても、省エネでいろいろな対策を打ったところに補助金が回るという形を取っております。こういうことで、地方の活性化が生まれていくのではないかと思います。

物質的豊かさと省エネによる精神的豊かさ、心の豊かさですね、そういうものが共に獲得で

きるかと思えますけれども、町ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 二酸化炭素の排出量をゼロにするために何ができるか考えるだけでも、町単独の政策に結びつくと思えますので。先ほどの県のみやぎグリーン戦略、そういったもの、それから町単独でのいろいろな政策、そういったものについては、これからいろいろな部分で検討しながら、町の今後の経済、そういったものにも発展すると思えますので、そういった部分を今後いろいろ研究しながら、関係機関と調整しながら検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では最後に、町長にお伺いいたします。

この脱炭素の取組について、1年ほど前、ちょっといろいろバトルがあったみたいなことを覚えておりますけれども、今の見解をお伺いしたいと思えますが、町長の御所見、脱炭素に対するお考えをお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えします。

私の所見は、言うともた長くなってしまうので、手短に述べさせていただくと、私たちが取り組んでいるものは、すごく先進的な取組をしていると思っております。脱炭素宣言が先か後かぐらいの感覚なのかなと思っております、というのは、先ほど伊勢議員も取り上げていただきました公用車も、うちはF C Vを採用しておりますし、リフノスの地中熱もそうでございますが、水素自動車を導入するに当たって、県内の市町村の首長では私が初めて公用車としてF C Vを入れました。そうしたら、やはり他市町村の首長さんから、どういうふうにやったのということで、いろいろと問合せも多かったです。それを私どもも惜しみなく情報は届けさせていただきました。

そういった意味では、いろんなことで利府町は先進的なことをやっていると思えますので、これをどんどん進めていきたいなど。こういうものが私の所見でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、8番 伊勢英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時10分とします。

午後1時54分 休 憩

午後2時06分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） では、質問させていただきます。

今回の、子供を対象とした10万円の給付ですけれども、5万円は児童手当の仕組みを活用して年内中に現金給付されますね、家にもこういったものが来たんですね、早い対応だと思います。

残りの5万円は、これは自治体の実情とか状況によって、クーポンにするか、あとは現金にするか選択が可能になったんだと思うんですけれども、利府町としてはこの辺どうなっているのか、お聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） 安田議員の御質問にお答え申し上げます。

本町におきましても、現金給付は望ましいと考えております。国では補正予算成立後に運用方針について速やかに出すというふうなことでございますので、国の動向を注視しながら、県との調整等を行いながら準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今、現金という話を聞いて、ちょっと安心しました。クーポンにしたほうが貯金に回らないで使われるんじゃないかという考えがあるんですけれども、ちょっと、ある家庭は、もし期限付きのクーポンになった場合は早く使わないといけないから任天堂の某ゲーム機に早く替えるんだみたいな、そういった話も出てきているんですよ。経済効果的にはちょっと有効なのかもしれませんが、子育て支援ということではちょっと間違った使い方なのかなと思ったので、ちょっと聞いてみました。

ちょっと最後に確認しますけれども、大体予想、給付時期ですね、あとは給付方法について

も最後にお聞きしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） 安田議員の再質問にお答え申し上げます。

御質問は、残りの5万円の給付の時期ということでございますか。そちらに関しましては、今回国では12月補正で対応することになりますので、その後の方針を確認した上で行っていきたくと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 広報は。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） 失礼しました。広報につきましては、決定次第、対象と思われる方々には通知、またホームページ等を使いながら広報してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第7号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第65号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び利府町固定資産評価
審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、議案第65号職員のサービスの宣誓に関する条例及び利府町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第65号職員のサービスの宣誓に関する条例及び利府町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、議案第66号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第66号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、議案第67号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） では、ちょっとお聞きします。

今回の条例の概要、これは年額報酬の引上げと、あと出勤報酬の創設ということですが、これによって消防団の確保というものは容易になるというか、しやすくなると考えているのか。

その辺、ちょっと一つお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。危機対策課長。

○危機対策課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

消防団の人数不足、加入のほうのことですが、やはりこれも一つの起爆剤になればというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。報酬だけが消防団の入団の条件ではないと思うんですけども、やっぱり減って行って、募集してもなかなか来ないということがあるので、今の年額の報酬とか出勤報酬をもう少し上げて、上げるべきだったのではないのかなと私は思っているんですけども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 危機対策課長。

○危機対策課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

今回の報酬改正につきましては、国からの通知に基づいて、その額、全国統一的な考えで示されておりましたので、それに合わせた形で改定を考えておりますので、まずは今回これで行きたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 大体、当局の考えは理解はしているんですけども、ちょっと消防団を今維持するためのお金、分団を維持するためのお金もかかるんだという話も聞いているんですよ。やっぱり消防団とか分団を維持するための維持費というものにも目を向けるべきだったのではないのかなと思うんですけども、その辺についての見解をお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 危機対策課長。

○危機対策課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

今回、報酬の改定、あと出勤報酬ということで議案提案させていただいておりますが、消防団の維持費ということでございますが、資機材等そういったものも町ではいろいろ配分をしておりますし、あと今般、今年度、詰所等の建築に向けての調査等も行っておりますので、引き続き消防団に対して町ができることを考えていきたいなと考えてございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第67号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 令和3年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、議案第68号令和3年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。

また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、2点お伺いたします。

1点目は、補足説明資料の3ページをお願いいたします。35番目の新生児聴覚検査助成事業ということでございました。この事業の内容をまずお伺いたします。

それから、2点目、予算書の34ページ、最後のページですね、一番後ろのページ、10款5項5目学校給食費、需用費で賄材料費、コロナの影響ということで御説明いただいておりますが、この財源は一般財源ということになっておりますが、内容的には、コロナの、国の地方創生臨時交付金になるのではないかなと思っておりますが、その辺の見解をお伺いたします。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。1点目、健康推進課長。

○健康推進課長（小畑香代君） それでは、お答えいたします。

1点目の新生児聴覚検査についてお答えいたします。こちらにつきましては、新生児期ですが、お子さんが生まれて入院中というか、お母さんと出産後、病院に入院している間、そちらのほうで脳波のほうに小さな音を当てましてというか、聞かせまして、そちらのほうで聴覚検査をするものです。

今までは病院では、行っている病院と行っていない病院がございました。県から、産婦人科で、こちらのほうが、状況が整いましたので、市町村でも補助なり助成なりというところをお願いいたしますというところもありましたので、こちらを新規事業として上げさせていただきました。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えいたします。

賄材料費の部分で、コロナウイルス感染症の対策費の概要になるのではないかとということでございますけれども、給食関係の衛生費とか消毒関係のほうはなりますが、賄材料費については該当はないということになっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、新生児聴覚検査のほうですが、こちらは新規ということでありました。県のほうで体制は整ったので市町村にもということ。こちら、対象は全員でよかったのかという部分と、これは医療機関にというふうになっているんですが、ほかの自治体だと個人にというふうになっているところもあるんですけれども、その辺の内容を、全く個人負

担がないのかという部分をお伺いいたします。

それから、給食費の賄材料費でございますが、今、食材費はコロナの交付金の対象にならないというふうにお話がありましたが、すみません、国にちょっと確認させていただきましたところ、しっかりと該当になるということで、今回11月26日に閣議決定されました補正で対応できるのではないかとということでしたので、町から要望していただきたいというふうなお話がありましたので、ぜひこれを、21日を通る補正予算ではありますけれども、要望していただきたいと思いますが、その辺をお伺いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 最初、健康推進課長。

○健康推進課長（小畑香代君） 再質問にお答えいたします。

こちらの新生児聴覚検査は、生まれたお子さん全員を対象にしております。費用の助成なんですけど、これから当初予算というか、計上していくものではございますが、全額補助するような形を予定しております。そのほかに、年に出生の二、三人程度は確認検査ということで、再検査になる方もいらっしゃると思いますが、そちらの費用負担もする予定です。

現在、県と県医師会のほうで、委託でできるかどうかというところを検討していただいておりますので、こちらは県医師会との委託というところで行っていく予定でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 2点目の御質問にお答えいたします。

賄材料費のコロナの関連の高騰部分でございますが、現在の臨時国会で審議中となっております。そちらが無事可決した後、今後の補正で財源調整して対応してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。2番 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 1点お伺いいたします。

資料の33ページ、12節体育施設等指定管理準備業務委託とありますが、こちらの内容をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

こちらにつきましては、本定例会で指定管理者の選定議案にこれから出てきますけれども、そちらの業者が決まった後、来年度4月からスムーズに町から民間に事業が切り替えられるように、1月から3月までの間を活用しまして、引継ぎの事務を行うものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 来年の4月に向けて、1月から3月までの準備ということで、その準備するためにどのような内容で、これくらいお金がかかるのでしょうか。お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

まず、職員が基本的には2名、プラスアルファということで、そのための経費でございますが、内容としましては、まず町との引継ぎのためのやり取り、そのほか引き渡しされる、預ける備品とか設備内容の確認、そのほか4月からの指定管理者側のシフト調整、あと体育施設の利用料金の設定など、それらの事務を行うための準備の委託料でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） いいですか。ほかに。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、3点ほどお願いします。

13ページ、歳入部分で16款1項使用料、3目の2節漁港使用料58万1,000円の減額になっています。恐らく推測なんですけれども、プレジャーボートだと思うんですが、その辺の理由をお願いします。

それと、23ページ、3款の1項3目22節と19節、扶助費で障害者自立支援事業で、込みなんですけれども、その上の部分で、恐らく増額になっていると思います。8,000万円のうちの幾らかは分かりませんが、それで、その下の22節償還金ということで、障害者自立支援医療費負担返還金というものがあります。恐らくこの医療費負担というものは、上の障害者自立支援事業の中に入っていると思うんですけれども、そうすると、プラスになっていて、同じくマイナスになっているという形なので、その辺のちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、一般会計補正予算補足説明資料の債務負担の補正ですけれども、6ページのナンバー62、葉山住宅地区センター機械警備業務事業で、機械警備は分かるんですけれども、この説明の文言の中で、不法侵入の防止及び各住戸の個別警報の異常発生時における異常事態の確認とその拡大を防止するためとなっているんですけれども、各住戸となると、これは一般的にはホームセキュリティーの範囲だと思うので、本来であれば個人でやるべきものだと思うんですけれども、そのシステムの説明をお願いしたいなと思っています。5年間で93万5,000円で各戸のホームセキュリティーなんかできるわけないので。その辺のシステムの説明だけお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（上野昭博君） お答えします。

1点目の、2節の漁業使用料の減額58万1,000円につきましては、議員おっしゃったとおりなんですけれども、指定管理者で指定管理させていただいている分のプレジャーボート等の使用料が減少したことによる減額ということになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、地域福祉課長。

○地域福祉課長（佐々木辰己君） それでは、2点目の、23ページの19節の扶助費、こちらにつきましては、障害者自立支援に係るサービスの利用単価の改正や利用日数が増えたことによる増額補正です。22の償還金におきましては、令和2年度の精算分ということで、こちらは返還が生じたので、このような形で計上しているものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

葉山住宅センターの機械警備業務の中の個別住宅ということについてでございますが、こちらについてはシルバーハウジングの住宅に対しての警備というような形になってございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） では、まず1点目、何そう減ったのかなという、その辺だけお願いします。

それと、2点目の自立者支援ですけれども、これは令和2年度の、要するに返還金ということでもよろしいですか。正直に言って、令和2年度を3月末で締めて、最終的な決算認定まで約5か月あります。その間に返還金の処理ができなかった理由というものをちょっとお知らせいただきたい。できるなら令和2年度の会計の中で返還金も含めて処理できることが一番理想かなと思いますので。

それと、3点目、シルバーハウジングは分かりました。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（上野昭博君） お答えいたします。

大変申し訳なかったんですけれども、実際の船の数字ですね、ちょっと資料を手持ちで持っていなかったもので、後ほどお答えさせていただいてよろしいでしょうか。大変申し訳ないです。

○議長（吉岡伸二郎君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（佐々木辰己君） お答えいたします。

22の償還金、令和2年度の負担金の返還でございますけれども、こちらのスケジュールといたしましては、毎年11月頃に算定をいたしまして、翌年の1月に見込みで決定をします。それで、次年度の6月に実績ということで固まるんです。こういうスケジュールなものですから、現在が前年度の決算というか、返還金とかが生じてしまうという流れでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 6月にはある程度その金額的なものは確定しているわけですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（佐々木辰己君） 令和2年度分といたしまして、今年の6月に実績ということで決定しております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 3回、終わり。ほかに。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、3点お伺いします。

まず、16ページの不動産の売払収入についてですが、これはティ・ディ・シーの飯土井住宅の跡地ということで、お伺いしたいことは、今度の、この売払収入について、いつ契約したのか。それから、借地であったわけですが、ここで10年間は借地契約を取っていて、今回購入ということでもありますけれども、その借地を購入するときの契約書の内容に、改築してもよかったのかという、双方の合意があったのかどうか。その辺の確認が1つ。お願いします。

それから、21ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費の18節負担金、補助及び交付金なんですけど、これは主食用の米の作付農家支援金で1,288万円ということで計上されていますけれども、これについても報道などで、早いので、予算書に上がる前に新聞とかテレビでは承知しているんですけども、この8,000円という利府町の支援金の金額だと思うんですけど、10アール当たりですね、さっき伊勢さんの話にも出てきましたけれども、それで、これに単価を、自治体で、利府町で決定するに当たって、例えば2市3町当たりで協議したのか。この単価の決定方法ですね。そして、いつ支援金を支給するのか。支給方法はどのようなか。その点についてお伺いします。

それから、3点目は、補正予算の補足説明資料の2ページ、23番、期日前投票所を増設するというので、1か所、配線工事を行うために設定するということなんですけど、これはどこに設定するのか、場所を教えてくださいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 御質問の1点目、お答えいたします。

今回の、普通財産の処分の歳入の計上でございますが、議員おっしゃるとおり、ティ・ディ・シーさんとこれまで10年間の賃貸借契約を、普通財産の貸付けということで契約して貸出ししておりました。今回、契約日ということですが、今回の議会後に、12月中に契約を締結する予定で、この議会後に予定をして、相手方と交渉しているところでございます。

2点目の、借地の契約の中に改築等の合意等の形成があったかということでございますが、土地の賃貸借ということでございますので、そういった改築に関する事などについては、特に約款の中に入っていないというような状況でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（上野昭博君） お答えいたします。

10アール8,000円の支給の根拠と申しますか、こちらは近隣の市町村にいろいろ聞いてはいたものの、根拠といたしましては、田植の時期に使う種苗代とか肥料代、そういったものを見積りを取らせていただいて、それが大体2万4,000円ぐらいなんです。その3分の1を補助するということで決定いたしています。

それと、支給の時期なんですけれども、そちらは今、米を作っている方、営農計画書があるんですけれども、そちらを基に、こちらから申請書を郵送いたしまして、それを返信してもらうと。それが着き次第、3月までが補助の期間になりますので、それまでに振込したいということで考えておりました。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

期日前投票所増設業務事業の場所についてでございますが、場所といたしまして、イオンモール新利府南館を予定してございます。南館の中の3階にイオンさんの共有で使う会議室がございまして、そちらを今予定してございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 1点目のティ・ディ・シーの件なんですけれども、今の答えの中で最後に、約款にはなかったということなんですけど、通常、契約書を結ぶときに、借地契約を結ぶときに、中身をいろいろ甲乙協議して決めると。

それで、やっぱり借りていたものを普通、改築、増設する場合は、一般的に大家さんの許可

が要ると。大家さんというものは、こちらで言えば町役場の事務のほうに許可が要するということになると思うんですけども、常識で考えてですね。その辺で、約款がなくて、もちろんティ・ディ・シーは優良企業で立派な会社ということは認めていますけれども、それとこれとは別の話で、正規の事務手続をしたのかどうかということですよね。普通考えると、人の土地に建物を建てるということは、やっぱり協議してから建てるということだと思うんですよ。それが、あつという間に建って、それで、いつ買うのかといたら、今回の補正予算が認められたら、それで契約を結ぶということで。何か順番が逆なんですよね。だから、その辺について、何でそういうふうになったのかという素朴な疑問です。

2点目については、2市3町のあたりで協議したということによろしいですか。ほかの自治体とのバランスを見てやったということによろしいですかね。では、了解しました。

3点目、イオンモールに期日前投票所をやるということで、これについては、こういうふうにはイオンモールというところは多分いろんな人が立ち寄りやすいと、利便性ということで、向こうに協議したのかもしれませんが、イオンモールのほうでは、この件に関して、特に協議上問題はなかったのかどうか。それから、以前私も一般質問でしたことがありますけれども、例えば利府町だけに限定すれば、期日前投票であれば、駅とかそういう場所も選択肢の中にあつたのではないかなと思うんですけども、それについての経緯を教えてくださいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

普通財産の契約書の中に、原状回復が、そういった約款がなかったかということでございますが、普通財産の契約書につきましては、一般的な普通財産の貸付けに関する約款をいろいろ定めているものでございます。今回の工場の関係につきましては、別途ティ・ディ・シーさんから平成24年の当時に協議をいただきまして、町で回答して、今回工場のほうが建て替えなどを行っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

期日前投票所のイオンとの協議状況でございますが、イオンさんのほうといたしましても、町へ貢献することになるということで、かなり前向きに捉えていらっしゃるようでして、問題等は今のところございません。

それから、場所の選択に当たって、以前の議員等からの質問にも、コミュニティセンターという選択肢もあったのではないかという御質問でございますが、事務局といたしましても、コミュニティセンターと、それから今提案しておりますイオンの南館、両方をてんびんにかけて検討してございます。

それで、議員おっしゃるとおり、一番はイオンさんの買物のついでに選挙に立ち寄れるということで、利便性がイオンのほうは高いということ。もちろんコミュニティセンターも、駅の利用者が大勢いらっしゃいますので、立ち寄る機会というものはあるかと思いますが、一番は、やはりバスを利用されている方も大分多いということで、電車を降りてからバスに乗るまで、もしくはバスを降りてから電車に乗るまでの時間がなかなか長い時間が取れないということで、やはりどうしてもその短い時間で投票を済ませるといことは現実的に厳しい部分がありますので、そうすると1本前の電車で帰ってくるとか、バスを1本遅らせるとか、そういった部分で若干不便が出るということも想定されるということで、それ以外にも様々な条件で検討をいたしまして、イオン新利府南館のほうがまずは適しているのではないかという結論に至ったものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ティ・ディ・シーのこの契約について、どうしても解せないところがあるというか、要するに、さっきも常識的な話をさせていただきましたけれども、甲乙の間にやっぱりそういう事象が生じる可能性のあるときは、協定書なり契約書にその意向を記すということが常識的な範囲、民法上、商法上必要なことだと思うんですね。

要するに、そのやり取りだけで、24年ですか、やったということなんですけれども、今年はまだ32年になっているので、その辺についても、ちょっとうやむやになった経緯があるような感じがするんですよ。

だから、うやむやというのは期間ですよ、期間が、1回、24年にやって、32年ということになると経済情勢も変わっていますし、道路の状況、あるいは飯土井の跡地の状況も変わってきているので、改めてその辺についてやっぱり協議すべきではなかったのかと思いますけれども、その辺についてはどういうふうにお考えにしているか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

ティ・ディ・シーの土地の売却については、当時私が担当課長をしておりまして、その中で、

特別委員会等々でも質問を受けておりました。協議書という形で、ちょっと日付までは覚えていないんですが、建て直しをする段階でティ・ディ・シーのほうから協議書が来ております。その協議に基づいて、我々のほうで、その当地区の回答を出しております。その時点で、その土地の活用方法ですね、リースではなくて、賃貸借契約期間後の土地の売買も含めて協議もさせていただいております。コロナ禍ではあったんですが、ティ・ディ・シーさんのほうでは前向きに購入したいという意思を我々のほうに示されましたので、その後いろんな調整をさせていただいて、今回この議会の提案まで至ったということでございます。

もちろん協議をいただいて、協議、回答という形を取らせていただいております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 2点お願いいたします。

1点目は、補足説明資料の中の69番ですか、外国語指導支援業務事業というものがございませう。これは要はALTの配置ですけれども、今までの人数よりも増えるのかどうかと、あとは雇用形態について、答えていただける範囲でお願いいたします。

それと、2点目は、こちらの補正予算のほうの34ページ、先ほど晴子議員も説明なさった部分ですけれども、学校給食費、コロナの関係の質問をなさいましたけれども、食材の値上がり、今はコロナに、終息した後も気候変動ですとか、エネルギーの問題等々、家庭における食材も非常に値上がりをしております。主にどういった賄い部分で大きな値上がりがあるのか、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えいたします。

1点目のALTのことですが、来年度につきましても同じ3人を予定しております。また、雇用形態については委託を考えております。

それと、2点目は賄材料費のことですが、コロナの関係もございませうし、あと天候不順によって野菜等の高騰が、前半戦がかなり大きかったものですから、その辺で値上がりをしているということで、賄材料費の補正をさせていただいたということでございませう。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 教育民生のほうで提言を出したんですけれども、効果がなく、やはり3人というお答えでしたけれども、インタラックを通じての雇用ということでよろしいんでは

うか。確認いたします。

それから、給食費のほうですけれども、今野菜というお話がありました、気候変動で小麦も非常に高くなっておりますし、あと食肉ですね、肉の今、世界的な奪い合いということで、ふるさとの返礼品でも牛肉が大変というお話も伺ってありました。これからますます値上がりが見込まれると思います。コロナが収まった後も、多分この学校給食費はかなりの額をこれから入れていかなければならないんだと思いますけれども、もし急激な値上がり、燃料費も含めて急激な値上がりが見込めると思うんですけれども、例えば食用の油なんかももう、今までは178円ぐらいで買えたものが290円の世界でございます。

こういったことから、もちろんパンも値上がるでしょうし、これから給食費の値上げも考えなければならない。町長の意見とは違ってしまいかもしれませんが、そういった可能性はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えいたします。

A L Tにつきましては、インタラックのほうをお願いしようと考えてはおりますが、いろいろな方面で、いろいろな業者がいますので、その辺のところは検討をさせていただきたいと思っております。

それと、2点目については、給食費については、今回の値上げと同時に、議員おっしゃるとおり、当然値上がりが発生する予定だと思います。その分を見越して2.5%ほど増額させていただいて、なおかつ来年度については、今年度の予算編成をするときに、その分の見込みも含めて計上させていただければと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。1番 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 3点質問します。

補足説明資料の4ページです。3点とも、まず事業概要についてお伺いします。42番の菅谷台保育所機械警備業務事業、次に47番、利府小児童クラブ機械警備業務事業、3点目は65番、定住促進住宅施設管理業務事業、以上についてよろしくお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

42番の菅谷台保育所機械警備業務でございます。こちらに関しましては、令和3年度までの現在契約となっております、令和4年度からの新たな警備につきまして契約を結ぶために債

務負担行為を設定しております。内容的には、センサー等、窓が開いていたりとか、そういったときに人が侵入した場合など、そういうものを感知して、それが警備会社へ通報されるというふうな内容のシステム、そういったものをこれまで通り設置した上で、不審者等の侵入等のないように警備を行っていくこととなります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2つ目。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） 失礼しました。児童クラブでございます。47番の利府町の児童クラブ機械警備でございますが、こちらにつきましては現在、利府小の学校敷地内のプレハブの校舎をお借りしまして運営しているということでございます。お借りするに当たりまして、学校側と協議をさせていただいた上で、学校のほうでの警備と児童クラブのほうの警備を分けて、何か異常があった場合の通報等を学校側のほうに行くのではなく、運営側、もしくは担当しております子ども支援課のほうに通報が来るというふうな形で分ける必要があるということで、協議の上、こちらを設置してきた経緯がございます。

今年度、債務負担行為を計上しておりますが、こちらにつきましては3年度までの契約となっておりますので、新規分として2年分しております。こちらにつきましては、仮称、中央児童センターの開館を令和6年の4月ということで目指していきたいということで、議員の皆様にお話をさせていただいておりますので、それに合わせての2年間となっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

定住促進住宅の施設管理業務事業ということで、こちらに関しましては、住宅管理業務を迅速かつ効率的に行うために管理人を配置してございます。入居者サービスの向上及び施設の適正な維持管理を行うものでございます。内容としましては、定期巡回、あと施設の維持管理、あと除草業務2回というような形の内容となっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 1点目について、窓の開閉状況を確認できるセンサーを設置したということなんですけれども、これは新たに設置したんでしょうか。

次、2点目、児童クラブの機械警備業務ということなんですけれども、これは町内の児童クラブは全てこの機械警備ということとされているのかどうか伺います。

3点目、管理人を配置ということなんですけれども、これは4年度から配置なのか、それと

も今までも配置していたのかどうか。それと、管理人というものは24時間の体制なのか、例えば日中だけの体制なのか。その辺のところをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、菅谷台保育所の窓の開閉状況を確認できるセンサーにつきましては、以前から設置しているものでございます。

また、47番の利府小児童クラブ機械警備業務でございます。こちらにつきましては、学校敷地内ということで、学校との協議の上、警備機器を設置したという状況でございます。児童クラブ以外、児童館とかに設置しております児童クラブについては、警備のほうは設置しておりますが、そのほかのところに関しましては、重要書類等を置いているわけではございませんので、通常の施錠による警備という形だけになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

この業務につきましては今年度が初めてかということに関しましては、前年度も同様の業務を行ってございます。

それと、管理人につきまして24時間体制なのかということに関しましては、週2回の日中というような形で業務委託を発注してございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第68号令和3年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第69号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、議案第69号令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第69号令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第70号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第70号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第70号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第71号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第71号令和3年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第71号令和3年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第72号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第72号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第72号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第73号 工事請負契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、議案第73号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第73号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第74号 財産の取得の変更について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第74号財産の取得の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、LEDの防犯灯に替えるということで、防犯灯の分野は大体ある程度理解できます。既に防犯灯に替えているところがあったので、それが今後使えるか使えないかという判断、実際に現物を見てみないと分からないというのは分かるんですけども、このLED道路照明灯、当初478灯で計画していったものが、今回729灯ということで大分増えているんですね。

この道路照明灯、要するに一般的に街路灯とかと言われる分野だと思うんですけども、今回増えた分に関しては、当初LED化は考えていなかったものなのか。その辺のちょっと説明を受けたいなと思うんです。当初は、道路照明灯も全部LED化にするかなというふうな形で捉えていたので、その辺のちょっと説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

今回の道路照明灯の灯数の増について、何かということだと思いますが、こちらにつきましては当初、照明灯台帳に記載しておりますハイウェイ灯の件数、要は契約件数ですね、そちらで工事を発注してございました。

しかしながら、今回の賃貸借事業というものにつきましては、交換する灯具の数がこの数値となっておりまして、例えば駅前のスズラン灯については契約1本なんですけど、灯具が3つついていて。あとは、菅谷台のデザイン灯については2つついていてということで133基増になりまして、そのほか隧道があるんですけど、こちらについてもLEDに交換するというところで、全体でこのぐらいの増となっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということは、書面上で大体このぐらいの基数があるということ把握していて、それで契約してしまったということによろしいんですかね。要するに、もう少し実態調査というか、やってから正確な契約を結んでほしいなと思いますので、その辺どうなんでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） 今後気をつけさせていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第74号財産の取得の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第75号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、議案第75号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第75号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第76号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第76号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今回の指定管理者の指定についてですけれども、何回か、75号でも指定管理者の指定がございました。この中で、選定理由の中で、1位と評価した委員の数が出ておりました。非常に何か珍しいなと私は思ったんですが、みやぎ・せんだい子どもの丘は10人中7名の方、それからシダックスを1位と評価した方が3名いらっしゃいました。3名いらしたということは、この方たちはシダックスがいいという御意見でしたけれども、このあたりを御説明願えますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

選定委員の皆様の中で3名ということで、シダックス大新東ヒューマンサービスのほうをよかったというふうなことで評価をいただいた中では、やはりシダックスは全国展開の企業ということもございまして、ICTを活用した効率的な運営ということをお話しいただいております。リモートでの、または動画での研修、連絡アプリ、社内SNS、リモートプログラム等を活用した運営というところでございます。

また、専門家による育成、研修というところで、こちらリモートなどを行いながら、全国均一的な研修を行うということで、レベルを、全国的に同じレベルまで引き上げていくというふうな御説明がございました。

一方、デメリット的なところも確かにございまして、職員体制につきまして、今回、子どもの丘さんのほうに関しましては、職員がコロナに感染したときに、児童クラブの支援員だったとか、本部、または近隣の児童館、児童クラブなどに配置されている職員を連携いたしまして、こちらに配置をすることで継続した運営が可能というふうなお話をいただいているんですが、シダックスに関しましては、全国的ではございますが、県をまたいで人の動きができない場合にはちょっと弱いのかなというふうな部分もございました。

そういったところを加味しながら選定していただいたという状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） みやぎ・せんだい子どもの丘は、ずっと利府町との関係が深いことはよ

く存じております。リフノスの開館に向けてもお力をいただいたと思いますし、古くから、ありのみ劇団などにも関わっていただいたり、非常に利府町と深い団体ですので、新しくするという事は難しかったのかなとは思いますが、やはりこのシダックスということも、ICTを中心とした企業のようなようですし、新しい時代に即しているのかなと思っておりますし、その3人の方はそこを評価したのかもしれませんが。

今までずっと継続してやっていただいたところを新しくするという事は非常に決断の要るところですけれども、やはりこれからの新しい時代に即したところを考えるという、これから考え方として、やはり長い付き合いというものはなかなか変えることは難しいと思っておりますけれども、これからの行政にはそういった新しい風も必要と思っております。

ですから、みやぎ・せんだい子どもの丘がいいとか悪いとかの問題ではなくて、新しい時代の風を入れるということも一つ、私は必要なのではないかな。この3人のこちらを、シダックスを評価した委員はそういうお考えではなかったのかなと想像いたしました。

ぜひ、今回の指定管理者に限らず、こういった新しい能力を持った企業というものがどんどん入ってくると思います。ぜひこれを、シダックスだけに限らず、今後こういった指定管理の中で、情にとらわれることなく、町の発展のためにも新しく考えていくというような方向はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、やはり、子どもの丘のみということは、いろいろな面で競争の原理が働かなかつたりとか、安全の確保といったもの、様々な点で改善が必要というふうなところがあるとは思っております。

今後につきましては、やはり募集するに当たりまして、広く広報を行いまして、ぜひ参加していただきまして、よりよい提案をしていただければ、ほかの業者の方にも利府町のほうの子育てに参加していただけるように、業務等を進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第76号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 発委第3号 利府町議会基本条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、発委第3号利府町議会基本条例を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（鈴木忠美君） それでは、発委第3号利府町議会基本条例について、提出者である議会活性化特別委員会を代表して説明を申し上げます。

利府町議会では、これまで二元代表制として構成する機関の特性を生かし、町民の意思を町政に反映することを目的に、議会活性化特別委員会を設置しておりますが、令和元年9月の議員改選より、さらなる議会の活性化、町民に開かれた議会、町民に信頼される議会づくりを目指し、引き続き調査研究を行ってまいりました。

その検討項目の一つが、今回提出する利府町議会基本条例でございます。この議会基本条例は、北海道栗山町議会が最初に制定して以来、全国の議会において同様の条例制定が進んでおります。

このことから、本町議会においても、議会並びに議員の役割や責務を明らかにするとともに、町民の信頼と負託に応え、町民福祉の向上及び町政の発展に寄与するため、前文及び23の条文により、利府町議会基本条例を制定するものであります。

また、本条例を議会運営の最高規範と位置づけ、議会に関する他の条例、附則等を制定または改廃する場合においては、本条例との整合性を図ることといたします。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行としております。

議員各位におかれまして、この提案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜われますようお願いいたしまして、議案の説明とさせていただきます。

以上、説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発委第3号利府町議会基本条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、利府町議会会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は15時30分とします。

午後3時17分 休 憩

午後3時27分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第77号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第77号 令和3年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 追加日程第1、議案第77号令和3年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に追加提案いたします議案1件につきまして御説明申し上げます。

議案第77号令和3年度利府町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に932万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億7,603万3,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、原油価格の高騰対策として、生活困窮者及び漁業者に対する助成を行うための事業費を計上するものであります。主な事業といたしましては、緊急福祉灯油等購入費助成事業として高齢者非課税世帯等を対象に一律5,000円を支給するほか、原油価格高騰対策漁業者支援事業として、漁業者の経営の安定を図るため、燃料費の一部について助成を行うものであります。

以上、慎重審議賜われますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 提案理由の説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第77号令和3年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年12月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆さん、執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

午後3時31分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年12月10日

議 長

署名議員

署名議員